

差押物件は原則として、差押執行者之を保管し、運搬困難の場合、其他保存上特殊の技能或は困難を伴ふ場合は、滞納者又は第三者に保管させても、差支ない。此場合は封印其他適當なる方法を以て差押物件なる事を明白にし、保管證を徴して後日に備ふる必要がある。此の保管證には印紙税を納付するを要しない。

有價證券は其流通性強大なものであるから、可成差押執行者に於いて大切に保管するを要する。

三、差押の效力

動産有價證券は差押と同時に滞納者の占有を離れるものであるから、差押執行者の許可なき限り使用することは出来ない。

差押は差押財産に對する、滞納者の處分權を制限するものであるから、滞納者に於て、差押物件を毀損し、又は加工して用途を變更するが如き事實上の處分は絶対に禁せらるべく、第三者に該物件を讓渡したる場合は其讓渡は無効のものと解する。差押財産より生ずる収益は、差押效力當然の結果として、差押債權者に於て收取すべき權利を有するも、記名式株券の配當に對しては差押の效力が及ばないから之を收取せんとするときは別途債權差押の手續を要する。

第二款 債 權 (徵三三ノ一)

一、債權の意義

債權とは特定の人に對し、特定の行爲、不行爲を要求する權利である。然し茲に言ふ債權は如斯廣義のものでなく、金錢又は讓渡性を有する有價物即ち公賣に適する物の給付を目的とし、且つ其内容が滞納者の一身に專屬しない債權に限るものである。

二、差押手續

債權の差押は差押調書を作成し、謄本を滞納者に交付することに依つて滞納者に對して差押の效力を生じ、債務者に對しては國稅徵收法施行細則第十條規定の通知書を送達したるとき、差押の效力を生ずる。

差押には必らず立會人を要しない。但家宅搜索の上債權を發見した場合の如きは立會人を要すること勿論である。

債權は普通債務者の住所居所地を以て其所在地と認む可きものであるから、債務者の住所地が他市町村に屬する場合は、當該市町村長に處分を囑託すべき

ものである。

債権の差押を爲したる場合差押債権者は、滞納金の限度に於て代位権を有するものであるから金銭債権の如く可分物の給付を目的とする債権に在りては滞納金を超えて差押を爲すべきものでないが、給付の目的物が馬一頭、釜一個等の如く不可分物である場合は滞納金に對し、該物件の價格が過大であつても、全部に對し差押を爲し得るものである。

三、差押の效力

債権の差押を爲し之を債務者に通知したときは、差押を解除せざる限り市町村は滞納金の限度に於て、債権者即ち滞納者に代位して債権を取立てる権利を有するものであるから、滞納者は滞納金の範圍に於いては債務の辨済を受くる権利を有しないことになる。然るに債務者が滞納者に對し支拂を爲した場合其支拂は、差押債権者に對しては支拂を爲さざりしと同様の關係に立つものである。

差押に因る差押債権者の代位権の範圍は、滞納者が契約其他に依り債務者に對して有する権利の範圍に局限せらるべきものであることは、代位の性質上當

然のことと解する。故に辨済期限未到來の債権に對し、期限内に債務の履行を迫るが如きは不當であると解する。

尙ほ、茲に注意すべきは、債権差押は滞納者に對する市町村税の時効を中断するものであるが、差押へた債権の時効に關しては、何等影響するものでないから差押中差押債権が時効完成した場合は、差押の目的たる債権が消滅する結果になるので、差押は其目的を達成するを得ぬ事となる。

債務者が差押債権者に辨済をしなかつた場合は、民事訴訟法の規定に依り裁判所に訴訟を提起すべきものであつて、債務者に對し直接滞納處分を爲すべきものでない。

第三款 不動産及船舶 (徵三三ノ三)

一、不動産及船舶の意義

茲に不動産とは、民法上(民法八〇)の所謂不動産たる、土地と土地の定着物との内、不動産登記法に依り登記の出来る物(建物)並に立木法に依る立木、又は工場抵當法に因る工場財團、鑛業抵當法に因る鑛業財團等の如く特別の法令に因つて不動

産と看做されて居る物と言ひ、船舶とは所謂船舶の内登記を要すべきもの（商法五四〇）に限るものであつて、端舟其他櫓權のみを以て運轉し、又は主として櫓權のみを以て運轉する舟、並に總噸數二〇噸、又は積石二〇〇石未満の船舶の如く登記手續の出來ないものは、船舶本來の性質に基き動産として處分すべきものであるから茲に言ふ船舶に包含しない。

二、差押手續

差押は調書を作り、謄本を滞納者に交付した時に其效果發生するものであるが、不動産、船舶共に登記をしなければ、第三者に對し、差押の效力が發生しないのであるから（民法一七七）差押の登記を必要とする。

不動産船舶の差押も必ず立會人を要しない。若し立會人立會の下に差押た場合は立會人にも差押調書の謄本を交付すべきものなること勿論である。

1、差押の準備

イ、質權抵當權設定登記の有無調査。

質權抵當權の目的たる物件の差押に對しては、前にも述べた如く、特殊の手續を要するのみならず、又該物件の價格が督促手数料、延滞金、及滞納處分費、

並に先取權ある債權を扣除して、滞納税金を徴收する見込ないときは、差押を執行すべきものでない（徵二）から、豫め質權抵當權設定の有無並に其の

登記年月日、債權額、辨濟期限利率、債權者の住所氏名等の調査を要する。

2、分割區分合併變更の登記（徵二三ノ二不動産登記法二十八ノ二）

分割とは、土地の分筆を言ひ、區分とは建物の區劃を言ふ。

一筆の土地中に、差押を禁止せられた墓地を包擁する場合、又は滞納金額に對し、其價格過大なる土地建物は適宜之を分割區分し、又土地台帳面の地目反別等が登記簿面の地目反別と符合せざるものの如きは、之が符合を圖るため、滞納者に代位して、分割又は表示變更の登記囑託を要するものである。

又分割區分の登記後、滞納金の完納に依り、差押を解除する場合は、所有者に代位して合併登記をなすべきものである。

而して分割、區分、變更等の登記囑託を爲す物件が、質權、抵當權、其他權利の目的たる場合は、權利者の承諾書又は之に對抗することを得る裁判の謄本を、囑託書に添付すべきものである。（不動産登記法八一）

3、相續に因る所有權移轉、及び登記名義人の表示變更登記

相續開始に因り、實質は既に滞納者に所有權移轉せるに不拘、相續に因る所有權移轉登記未了の場合、登記名義人が改名を爲したるも其登記を爲さざる場合、又は登記の錯誤、誤謬に因り滞納者と名義を異にする場合、等は差押登記囑託と全時に之等の登記囑託を爲すべきものである。

4、保存登記未了の土地建物の差押

保存登記未了の土地に付ては、土地台帳謄本、建物に付ては建物の圖面を添付し、差押登記囑託を爲せば、登記官吏が職權を以て保存登記を爲すものである。

三、差押の效力

差押登記後、差押物件に對し讓渡が行はれても、其處分は差押債權者に對しては效力なく、從而差押登記後讓渡の登記があつても、之に拘泥することなく、滞納處分を續行し得べきものである。

其他差押の效力に付特に説明する事項はない。

四、所有權移轉の假登記ある不動産に對する處分

假登記（不動産登記法第二條）後本登記を爲した場合、假登記の日に遡り本登記の效力を生ずるものである（不動産登記法七）から、差押登記前に所有權移轉の假登記あり、

差押登記后右假登記に付本登記を爲した場合は、差押登記前に所有權移轉の完全なる登記が爲されて居た事と全様の結果を生じ、賣却決行後は厄介な問題を生ずる虞れがあるから、如斯財産は差押をなすことを妨げざるも、公賣處分は暫く見合せて置く方が得策である。

參 照

- 一、滞納者ノ不動産ヲ差押ユル滞納處分ハ、滞納者ニ對シテハ、國稅徵收法施行規則第十條ニ依リ、差押調書ノ謄本ヲ交付スルニ因リテ、其効力ヲ發生スルモノトス（大正一二、三、行政裁判所判決）
- 二、土地差押登記ノ囑託ヲ欠クモ、差押ハ無効ニアラズ（大正三、七、同上判決）

第四款 債權及所有權以外の財産權（徵二三ノ二）

一、意義

茲に債權及所有權以外の財産權とは、前に説明した動産、有價證券、不動産、船舶以外の財産權の凡てを指し、鑛業權、電話加入權、漁業權、特許權、新案特許權、著作權、等其種類多種多様であるが茲には滞納處分上、差押の事例多き鑛業權、電話加入權に付て説明し、他は讀者の研究に讓る。

二、差押手續

差押は差押調書を作成し、権利者即ち滞納者に對し、國稅徵收法施行細則第十條規定の差押通知書を送達することを要する。

差押には必らず立會人を要することなく之を執行し得るものであつて、權利者即ち滞納者には差押調書の謄本を交付するの要なく前に述べた如く差押通知を爲すべきものである。(徵收規一六)

差押を爲したときは、鑛業權に付ては當該鑛區を管轄する鑛山監督局に對し、電話加入權に付ては當該電話取扱局に對し登録の囑託を爲すべきものである。

不動産船舶に對する登記は、單に差押を第三者に對して有效ならしむるの手段として必要なるのみであるが、鑛業權に對する登録は之と性質を異し、差押の登録をしなければ、滞納者に對しても、差押の効果を生ぜざるものと解する。(鑛業法二〇)

鑛業權の内採掘權は、抵當權の目的となるものであるから差押に方りては不動産船舶の場合全樣抵當權設定の有無を調査する必用がある。(鑛業法一七、一九)

鑛業權は不可分の權利であるから(鑛業法一六)持分の問題を生ずることなく從而共同鑛業權者の一人若くは一部が滞納者なる場合に於て其權利の一部を差押へることは出来ないのである。

三、鑛業權移轉と市町村稅の關係

鑛業法第六條に「本法に規定したる鑛業權者の權利義務は、鑛業權と共に移轉す」と規定してある。

右規定に依り、鑛業權移轉の場合共同鑛業權者脱退の場合を含むは、其鑛區に係る未納鑛業稅附加稅は、讓渡登録の日現在額を、新權利者から徵收すべきものであつて、此場合の手續は舊權利者に對する未納部分の調定を取消し、新權利者に徵稅令書を發し滞納の場合は一般の場合同様督促狀を發付する等、相當手續を要するものである。但し當該鑛業權を其の滞納稅金徵收の爲め、差押へある場合は、其儘舊權利者に對する滞納處分を續行すべきものなる旨、行政裁判所は判示して居る。(鑛業法八八)

四、差押の效力

差押效力問題に付ては差押通則其他に於て述べた以外特に記すことは

ない。

参 照

- 一、電話加入権ハ差押フルコトヲ得ル財産権ナリ（明治四四、一二、行政裁判所判決）
- 二、鑛業權ノ差押ニ當リ滞納者ニ何等通知ヲ與ヘサルハ違法ナリ（明治四五、六全上判決）
- 三、鑛業權ヲ差押フルニハ所有權ニ對スル手續ニ依ルベキモノニアラズ（大正七、三、全上判決）

第五款 共有物に對する差押（徴施規一五）

差押ふ可き財産が、滞納者と滞納者にあらざる者との共有に係るときは、滞納者に屬する持分に就き滞納處分を爲し、其持分の定めなきものは、持分相均しきものとして、處分すべきものである。

持分の判定は不動産船舶等に在りては登記簿に依り認むべく、其他の財産に付ては契約其他に依つて認め、持分の定めなきものに付ては其持分は平等の割合に依るものと認むべきである。

第四節 差押解除

一、差押解除を爲す場合

差押の解除とは、差押財産に對する權利關係を、差押前の状態に復歸せしむることであつて、凡そ左記の場合に之を爲すものである。

1. 滞納者又は第三者より滞納金を完納したる場合（徴施規一七）
2. 課税の取消に依り納税義務消滅したる場合
3. 差押財産の無價値なることを、差押后發見し、又は差押後無價値となりたる場合

4. 差押物件の價格が時價の變動に依り著しく増大し、滞納金に對し過大となりたるごき其一部に對し差押を解除する場合

5. 第三者より所有權を主張し、其主張を是認したる場合。（徴一四）

二、差押解除手續

解除の手續に付ては法令上何等規定がないが、要するに解除の理由を附記して決議を爲すべきである。

差押を解除した場合は、滞納者其他關係人に口頭又は文書を以て通知し、物件が第三者の保管に係るときは保管解除の上、差押執行者の保管に屬する場合は、直ちに之を受取る可き権利者に引渡し、受取人から領收證を徴し、封印其他標示に對しては自ら之を破棄し、又は委嘱して破棄せしむ可きものである。而して更に差押登記登録をなしある場合は、其抹消登記、登録を囑託し分割區分の登記を爲したものに付ては、合併の登記を囑託すべきものである。(徵三ノ三)此の場合は登録税の納付を要しない。(徵三ノ四)

第五節 特殊の者に對する滞納處分

第一款 徴收義務者に對する處分

市制町村制施行令第五十三條の規定に依る徴收義務者が、其徴收に係る市町村税を、市町村長の指定した督促狀の期日迄に完納しない場合は、一般納税者に對するに全様、之に對し滞納處分を執行し得るものである。

參 照

遊興税ノ納税義務者ヨリ拂込ミヲ受ケサル同徴收義務者ニ對シテハ滞納處分ヲ爲スベキモノニアラズ(大正十四、七、十 四、内務省先例)

第二款 會社の無限責任社員に對する滞納處分 (徵二九)

會社に對し滞納處分を執行する場合に於て、會社財産を以て滞納金全額の徴收を爲し得ざる場合は、無限責任社員の財産に對し處分を執行し得るものである。

無限責任社員を有する會社は、合名會社(商法六三)合資會社(商法一〇四)株式合資會社(商法二三五)であつて、之等會社の無限責任社員は、商法第六十三條に依り會社財産を以て會社の債務を完済する事の出來ない場合は、各社員連帶して其辨濟の責に任すべきものであるから、特別の規定を待つまでもなく、租税も無限責任社員から徴收し得るものであるが、國稅徴收法第二十九條に於ては無限責任社員に對し、滞納處分を執行し得ることを規定し以て公法上の關係を明定してある。而して無限責任社員に對し滞納處分を執行し得る場合は、會社財産を以て滞納金の全額を徴收し得ざる場合に限るものであるから、會社に處分未済の相當

財産ある場合は勿論、會社に多少でも滞納處分の目的となる財産ある場合は、其處分を了したる後初めて無限責任社員に對し、滞納處分を爲すべきものである。しかし會社の財産皆無と認め得る場合、又は相當財産あるも該物件上に有る優先債權を扣除して残余を得る見込なき場合、其他相當債權を有するも、債務者無資力なるため之を差押へても收入し得る見込なき場合、の如きは直に無限責任社員に對し、滞納處分を爲し得るものと解する。

無限責任社員が數人ある場合は、其責任は連帶義務であるから其一部から全額徴收する事も出来れば、各人から平等に徴收しても差支ないものである。

亦現在滞納會社の社員でなくとも、退社登記后二年以内は其滞納金に係る納税義務か、退社登記前に発生したものであれば、之に對し滞納處分の執行を爲し得べく、會社解散後と雖も、無限責任社員は會社の解散登記后五ヶ年間は、會社存立當時の責任を負ふものであるから、解散登記后五年以内に滞納處分に着手することは差支ない譯である。(商法七三、一〇三)

會社の無限責任社員に對しては、新に徵税令書督促狀を發付することなく、滞納處分を執行し得るものであるが、行政上の手段として、一應納税通知書を發し

其任意納付を促したる後着手する方が穩當であらう。

參 照

- 一、國稅徵收法第二十九條ハ其處分ヲ爲スニ方リ會社ノ存在ヲ前提トスルモノニアラズ尙會社ニ對シ處分ヲ執行スベキ場合ニ於テ會社財産ナシト認ムベキ正當ノ事由アルトキハ別段ノ手續ヲ爲スコトヲ要セズ直チニ無限責任社員ニ就キ處分スルコトヲ得セシメタルモノトス(大正一二、一二、行政裁判所判決)
- 二、會社ニ對シ國稅滞納處分ヲ執行スベキ場合ニ於テ會社財産ナシト認ムベキ正當ノ事由アルトキハ別段ノ手續ヲ要セズシテ直チニ無限責任社員ニ就キ滞納處分ヲ執行スルコトヲ得ルモノトス(大正五、三、行政裁判所判例)

第三款 破産者に對する滞納處分

滞納處分中、滞納者に對し破産宣告のあつた場合は、既に差押た財産があれば此分に對しては破産宣告に拘泥することなく、滞納處分を續行し、公賣執行の上不足を生じたとき、又は不足を生ずる見込の場合は、其不足又は不足見込額を破産管財人に交付要求すればよい。(破産法七一)

第六節 換價處分

差押財産の内通貨並に債權差押に依り債務者から給付を受けた金銭は、直に滞納金に充當し得るが其他の財産は、之を公賣に附し其代金を以て滞納金に充當すべきものである。(徴二四)

差押財産は、國税に付ては、差押後公賣公告をなし、公告の期間を経過すれば直に公賣して差支ないものであるが、市税町村税の場合、市制第三百三十一條町村制第十一條末項に於て、市町村税の徴收に關し、訴願訴訟中に係るときは、處分確定迄差押物件の公賣を停止するを要する旨規定してあるから、國税の場合の如く簡單に取扱ふことが出来ないのである。

尙訴願訴訟中は、右の如く公賣の執行を停止すべきものであるから、異議の申立訴願の提起を爲し得る期間即ち差押處分の日から、二十一日以内に差押財産の公賣を爲すことは規定の精神上可成避くべきであると解する。

同一滞納者に係る公賣物件中、質權抵當權の設定ある財産と、設定なき財産が混合して居る場合は、各別に又質權抵當權者の異なる毎に區別して賣却しない

と後日代金配當の際不都合を來すものであるから豫め注意を要する。

第一款 公 賣

一、公賣の方法(徴一八)

公賣の方法には入札と競賣の方法がある、其何れに依る可きかは處分執行者の選擇に依る可きもので、財産の種目其地方の慣習等を考慮し最も公正敏速高價に賣れる方法に依るべきものである。

二、買受人の制限(徴二六)

滞納處分に依る公賣物件は、法人たるも自然人たるを問はず何人も能力ある以上は之を買受け得ることを原則とするが、滞納處分の公正を期するため國稅徵收法第二十六條に於て、賣却を爲す地方の稅務に關係ある官吏公吏雇員は、直接と間接とを問はず其物件を買受くることを得ざる旨規定してある。其他賣却物件の權利者たるを得ざるもの、例へば我が國に於て土地の所有を許さざる外國人の如きは、公賣物件たる土地の買受人たることを得ざるものである。

三、公賣の場所(徴規二二)

公賣物件は所在地の市區町村に於て爲すを原則とするが、公賣物件の種類其他地方の人情に依り公賣買受人なき場合、又は公賣上不利益を認める場合等は、他の地方に於て之を爲すも差支ない。

四、公賣手續

1、見積価格書

公賣を爲す場合は、豫め最低見積価格書を調製し之を封書として、公賣の場に置くべきものである。(徴施規二三)

見積価格は市町村長の認定に依るべきものであるが、評定上特別の智識を要するものの如きは鑑定人を選び、其価格を評定せしめ其意見を参酌して市町村長に於て決定すべきものである。(徴施細一二)

何れにしても見積価格は時價を参酌して決定し、殊更價格を低下して滞納者に不當の不利益を蒙らしむるが如き事は慎しむべきことである。

2、公告

公賣に先ち左の事項を公告することを要する。(徴施規一九)

(イ)滞納者の氏名及住所居所

(ロ)公賣財産の名稱、數量、性質、所在、其他重要なる事項

(ハ)入札又は競賣の場所

(ニ)開札の場所、日時

(ホ)保證金を徴收するときは其金額

(ヘ)代金納付期限

右公告は市町村役場其他必要を認むる所の一個所、又は數個所に同時又は一時に爲しても差支なく、又新聞紙等に爲すを有利とする場合もあらう。數個所に公告を爲した場合、期間の計算は一番最初になした公告の日から計算すべきものである。

3、公告期間

公賣は、公告の翌日から起算して十日間の期間を経過した後、之を執行するを原則とし左の場合は其期間を短縮しても差支ない。

イ、公賣物件が該物件不相當の保存費を要し、又著しく價格を減損する虞あるものなるとき。(徴施規二二)

ロ、再公賣を爲す場合

4、保證金(徵施規二〇) (徵施細一六)

公賣を執行するに方り、必要ありと認むる場合は、保證金を徴收することが出来るが、之を徴收する場合は前にも述べた如く其金額を豫め公告するものである。金額は金何圓として公告すべきものでなく其割合を記載すべきものである。

保證金には、公賣加入保證金と公賣契約保證金の二種類がある。

加入保證金は入札又は競賣参加の場合、入札人又は競賣人から徴收するものであつて、若し之を徴收する場合は買受人の見積価格百分の五以上の割合を以て徴收するを要するものであつて、公賣終了と共に納入に還付を要し、落札決定の者にして買受けを爲さるときは、之を沒收すべきものである。契約保證金は公賣契約履行の担保として、買受人から徴收するものであつて、買受価格百分の五以上の割合を以て徴收し、代金納付ありたる場合は直に納入に還付を要し、公賣代金納付指定期限迄に公賣代金を納付しない場合は之を沒收し、市町村の歳入となすべきものである。

5、入札(徵施細一三)

入札の方法を以て公賣する場合は、買受希望者は其住所氏名、買受希望の財産種類、員數、及入札價格を記入した入札書を、公賣公告に指定した時刻迄に、封緘して差出すべきものである。

提出の方法は郵便に依るも差支ない。

6、開札(徵施細一四)

入札の方法に依り公賣を執行した場合は、公賣公告に指定した時刻に入札人の面前で開札すべきものであるが、入札人又は其代理人が定刻迄に開札の場所に出頭しない場合は、立會を要することなく開札しても差支ない。

參 照

一、數種ノ物件ヲ一括シテ公賣ニ付シタルトキハ、縦令一部開札ノ結果、其金額ガ徴收スベキ金員ニ滿ソルモ、其余ノ開札ヲ中止スベキモノニアラズ(明治三六、三、行政裁判所判決)

6、賣却決定(徵施規二五)

入札の方法に依り公賣した場合は、定刻迄に提出した入札書の内入札價格が見積価格以上に達した分に付て(1)買受人が買受の資格あるものなりや(2)保證金を徴收する場合は其保證金額が公告の要旨に適合せるものなり

や、等審査を遂げ諸種の要件を具備するものの内最高入札者に對し賣却決定を爲すべきものであるが、落札となるべき同價の入札を爲した者が、二人以上ある場合は、之に追加入札書を提出せしめ落札者を決定し、追加入札に於てもまた價格相等しきときは、抽籤の方法に依つて落札者を決定するものである。

賣却決定を爲した場合、直に其旨買受人に通知を要する。此の通知は口頭文書どちらでも差支ないものであるが、不動産其他賣却物件權利移轉、手續上登記登録を要するものは、登記登録申請又は囑託の場合登記登録の原因を證明する書類として、申請書、囑託書に添付を要するものであるから、文書を以て通知するを得策とする。

7. 再公賣(徵施規二六)

財産を公賣に付するも(1)買受望人なき場合(2)其價格が見積價格に達しない場合(3)買受人が代金納付の期限迄でに代金を完納しない場合は、之を再公賣に附するものである。

其手續に關しては、公賣公告の期間を短縮し得るの外第一回公賣の場合と

異なることはない。

第一回公賣の折入札の方法に依りたるものを、再公賣の場合は競賣の方法に依るも差支なく、之と反對に競賣の方法に依りたるものを、入札の方法に依つても差支ないものである。

第二款 隨意契約(徵二五)

差押財産の賣却は、公正を期するため、原則として公賣に附すべきものであるが、財産の價格僅少にして、公賣費用を償ふに足らざる見込の場合は、隨意契約に依つて賣却することが出来るのである。

其方法は、公賣の場合同様豫め見積價格書を調製し、或る特定の個人と右價格以上を以て價格を協定して爲すべきものである。

財産の價格僅少の場合と雖、公賣費用以上に賣れる見込の物に付ては、隨意契約に依ることが出来ない。

第三款 買入處分(徵二四)

公賣すべき物件を再三公賣に附するも買受人なきとき、又は價格が見積價格に達しない場合は、當該市町村に於て、之を見積價格を以て買入れることが出来るのであるが、之は絶対的のものでなく、財産の種類其他財政を考慮した上之を決行し該代金を以て滞納金に充當すべきものである。

第四款 賣却財産の引渡 (徴二四)

公賣した財産は、代金受領後直に買受人に引渡を要するものなること當然である。

物件が動産、無記名債権であつて處分執行者の手許にある場合は、直ちに買受人に引渡し、第三者の保管に屬するときは保管解除の上之を交付すべきものである。引渡は買受人の物件受領證と引換になす様注意を要する。

権利移轉に付登記登録を要する場合は、買受人から登録税に相當する印紙を徴して登記登録囑託書に添へて囑託を要する。

又記名式有價證券等滞納者をして名義書換の手續を爲さしむる必要あるものに付ては、滞納者に指定して之を爲さしめ、若し之に應じない場合は滞納者に

代つて市町村長に於て之を爲すものである。

主なる財産の権利移轉に要する登録税は、左の通りであつて、不動産船舶の如く其税額を價格に對する割合を以て規定したものは、公賣價格に該割合を乗じて算出し算出額に一錢未満の端數を生じた場合は、之を切上ぐべきものである。

- 一、不動産 不動産價格 千分の三十三(登録税法二)
- 二、船舶 船舶價格 千分の二十三(全 上三)
- 三、試掘鑛業權 一件 四十五圓 (全上二四)
- 四、採掘鑛業權 一件 百圓 (全 上)

電話加入權名義書換料は、地方に依つて其金額を異にし、電話規則第五十八條第二號に規定してある。

第七節 滞納處分金の配當 (徴二八)

一、滞納處分金の意義

滞納處分金とは、差押通貨債權差押に因り債務者から給付を受けた金銭並に差押財産賣却代金、其他債務者から給付を受けた物件の公賣代金、等滞納處分に

依り收入した金銭の總てを指す。

二、配當順位

國稅徵收法第二十八條第一項第二項規定の配當順位を列記すると、左の通りになるのであるが、市町村稅の滯納處分に在りては國稅府縣稅等が配當に参加する場合あるため、取扱上種々の問題を生ずるものである。しかし第一章第五節第一款國稅地方稅の先取權の部に於て述べた處と併せ研究すれば自ら釋明するものと思ふ。

1、公賣物件上に質權抵當權の設定なき場合

イ、市町村稅の督促手数料延滞金滯納處分費

ロ、市町村稅

ハ、滯納者に還付

2、公賣物件上に市町村稅に先取せざる質權抵當權の設定ある場合

イ、市町村稅の督促手数料延滞金滯納處分費

ロ、市町村稅

ハ、債權

ニ、滯納者に還付

3、公賣物件上に市町村稅に對し先取する質權抵當權の設定ある場合

イ、市町村稅の督促手数料延滞金滯納處分費

ロ、債權

ハ、市町村稅

ニ、滯納者に還付

右は質權者抵當權者に於て、國稅徵收法施行規則第十二條第三項の證明手續を爲した場合の順位であつて、此手續なき場合は優先權を放棄したものと認め前記第二號の順位に依るべきものである。

但し右抵當權が抵當證券を發行したものであつて證券所持人分明ならざる場合は、公賣代金の内から督促手数料延滞金及滯納處分費を徵收し、其殘額が債權者に交付すべき額並に滯納稅金の合計額を超過する場合は、直に全部に對し配當を爲すべきものであるが、右合計金額に不足を生ずる場合は債權者即ち抵當證券所持人に交付すべき金額を、一定期間保管し其期間内に尙優先權行使の申出がなかつた場合右保管金額の内から滯納金の残りを收入し、其殘額を抵當

證券所持人に配當すべきものである。

而して右金額保管の期間は、債権が辨済期限を経過したものであるなら辨済期限から四箇月間辨済期限内に屬するものであるなら公賣決行后二ケ年間である。

二、債権者に交付すべき債権の範圍

債権者に交付すべき債権の範圍は、質権にありては質権者と債務者の間に特約ある場合は格別、何等の契約なき場合は民法第三百四十六條の規定に依り、元本、利息、違約金、質物保存の費用、及び債務不履行に因る損害賠償金、質物の隠れたる瑕疵に因り生じたる損害賠償金に及び、抵當權の場合には元本利息又は定期金の満期となりたる最後の二ケ年分(但定期金に付満期後特に登記を爲したものは其登記の時より債務不履行に因る損害賠償金の最後の二ケ年分(但利息其他の定期金と通じて二ケ年分を超えざること)に及ぶものである。(民法三七四)元本と利息は利息を先きにし元本を後にする。(民法四九一)

利息は約定利率に依るべきものであるが、約定利率が利息制限法の制限を超過せる場合は制限利率(元金百圓未滿は年一割五分千圓未滿は一割二分千圓以

上は一割)に依るべきものである。

又利息を生すべき債権にして、利率に付別段の約定なきときは、債権發生の原因が商行為に因るものなるときは年六分、然らざる場合は年五分の割合を以て利息を計算交付する。(民法四〇四)而して利息は計算書作成日迄、計算交付すべきものである。

元本は現在額に依るべきものであつて、元本の内一部辨済の場合には其残額を交付すべきものなること當然である。

物件上に數個の質權抵當權ある場合の債権の順位は、登記の順位に依るべきものである。(民法三七三不動) (産登記法六、七)

同一債権の擔保として數個の物件上に抵當權の設定ある場合、其數個の物件を公賣したときは各賣却價格に準じて債權負擔額を按分し、配當額を定め其一部の物件を公賣したときは債權額に達する迄全額を債権者に交付すればよい。

三、配當金交付手續

滯納處分金の配當を了し、夫々權利者に交付すべき金額が確定したら、各權利者に通知し其請求を俟つて領收證書引換へに交付すべきものである。領收證は

後日の證據として之を存置すべきものであつて、滞納者には計算書を交付し其配當の顛末を明かにするものであつて、債権者等から提出した領收證の交付を要しないのである。

抵當證券所持人に、債務全額を交付した場合は、債権消滅するを以て證券は之を交付した登記所に回収し、登記簿に於ける證券發行の附記登記の抹消を要するものであるから、處分執行者は國稅徵收法施行細則第十二號の二書式の通知書を添へて、證券交付登記所に送附を要する。

又債務額の一部を交付したときは、證券の記載變更を要するものであるから、全しく國稅徵收法施行細則第十二號の三書式の通知書を添付し、之を證券作成登記所に送付し、抵當物件の記載變更を受けた後證券所持人に還付すべきものである。此の場合には、抵當權の目的物件全部消滅すれば、抵當證券は抵當權なき單なる債權證書として流通することとなる譯である。

尙共同證券で數個所の登記所に於て記載の變更を要するものである場合は、一々其證券登記所に送付する手数を省畧し、一登記所に證券を送付し、其登記所から順次他の登記所に轉送して貰ふ様囑託すればよい。(徵施細一七ノ二)

債權額の配當に付異議を唱へるものがある場合は、其事由を關係者に通知し和解又は裁判確定を俟つて交付すべきものである。

四、配當金の供託

配當金額を通知し受領方催告に對して期限迄に受取人から請求なき場合、又は所在不明のため配當金を交付する事の出来ない場合は、交付すべき金額を供託すればよい。

供託は供託物取扱規則第二條に因り供託書を二通作成し、之を供託局に差出す。其一通に日本銀行に於ける供託局口座に拂込むべき旨記載して交付するから、之に現金を添へて日本銀行に提出したら日本銀行は之を受入れ供託書に受入済の記載をして供託者に交付することになつて居るから、之を受取り保管して置いて後日受取人から請求のあつた折、受領證を引替へに拂渡すべきものである。右に依り供託を爲したときは、其旨受取人に通知するを要する。

參 照

一、村稅滯納處分金ノ内滯納者ニ交付スベキ額ヲ供託シタルハ、逓法ニアラズ(大正四、七行政裁判所判例)

滞納處分を結了したときは、計算書を作成し、滞納者に交付すべきものである。財産を差押公賣執行して、一部滞納金を徴收したるに過ぎない場合の如きは、滞納處分の結了でないから、如斯場合は滞納金全部の徴收を了した場合、若くは残額に對し欠損處分を爲す場合に、計算書を作る可きものである。

第三章 特殊の徴收手續

第一節 交付要求

滞納處分は、行政廳自ら滞納者の財産に對して爲す強制處分であるが、當該行政廳に代るべき強制機關ある場合即ち

- 一、他の公課の滞納に依り滞納處分を受くるとき
- 二、民事上の強制執行を受くるとき
- 三、破産宣告ありたるとき

四、競賣開始ありたるとき

五、法人解散したるとき

等の如き場合は、夫々滞納者の財産を強制換價する機關があるから、行政廳自ら滞納處分を爲すことなく、夫等の機關即ち他の公課の滞納處分執行廳、裁判所、執達吏、強制管理人、破産管財人、清算人等に對し滞納金の交付を求め、其交付を俟つて滞納金に充つることを得る規定になつて居る。(徴施規二九)

右一、二、四の場合に於て他に差押ふべき滞納者の財産ある場合は、交付要求を爲し爲めに差押債權者の權利行使上の邪魔を爲すことなく、行政廳自ら滞納處分を執行することが穩當である。

而し滞納者が破産宣告を受け、其宣告前に滞納處分に依り差押した財産なき場合、又會社解散の場合等は、破産者、清算會社の財産は舉げて破産管財人、清算人に於て處分する權限があるものであるから、此場合は滞納處分を爲すことなく、破産管財人、清算人に交付要求を爲すべきものである。

府縣稅市町村稅の滞納處分に對しては、國稅の滞納金を國稅徴收法施行規則第二十九條に依り府縣稅市町村等に夫々交付要求を爲し得るものであるが、府縣

税市町村税を國稅滯納處分の執行廳たる稅務署長に對し、交付を求め得べき規定はないから、此場合は債權差押の手續をなすべきものである。相續人が限定承認を爲した場合、別に交付要求を爲すべき規定はないが、限定承認者に對する民法の規定（民法一、〇二八 民法一、〇二九）から考へて此場合も行政廳自ら滯納處分を爲すことなく、限定承認者に對し、交付要求を爲すべきものとして解する。

交付要求は強制處分の一種に外ならないのであるが、行政廳自ら爲す滯納處分とは異なる點に於て純然たる滯納處分ではなく、從而之に要する費用の如きも滯納處分費として徴收すべきものでない。

第二節 徴收處分屬託

市町村長は當該市町村の區域内に於いてのみ、法令上の職務權限を有するを原則とするものであるから、滯納者の財産が當該市町村の區域外にある場合は、處分上不都合を來すのみならず徴收上種々の不便を生ずるものであるから、此不都合不便を排するため徴收處分屬託の制度を設けてある。

之に依ると、公共團體は其徴收する租稅其他の收入の納付義務者、又は其財産が其公共團體の區域外に在る場合は、所在地（朝鮮臺灣南洋群島關東州等を含む）の吏員に徴收方を屬託することが出来ることになつて居る。

而して右屬託を受けた吏員は、納税人に對し受託廳に於ける當該法令に依り夫々徴收手續を爲し徴收の上は其徴收金を屬託廳に回金すべきものである。

徴收處分屬託先は市町村税の場合は、其地の市町村長で在つて臺灣は州知事廳長、樺太は支廳長又は出張所長、朝鮮は府尹、郡守、島司、關東州は民政署長、南洋群島は支廳長である。

參 照

(一) 租稅其他ノ收入徴收處分屬託ニ關スル法律（明治四十年法律第三十四號）

第一條 法ニノ規定ニ依リ國稅ヲ徴收セラルベキ者又ハ其財産ニシテ其法ニ施行地外ニ在ルトキハ當該官吏ハ本人又ハ其財産所在地ノ當該官吏又ハ吏員ニ其徴收ヲ屬託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル國稅ノ徴收ハ屬託ヲ受ケタル地ノ當該法令ニ依ル。

第二條 前條ノ規定ハ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノノ租稅其他ノ收入ヲ徴收セラルベキ者又ハ其者ノ財産カ其公共團體又ハ之ニ準スヘキモノノ區域外ニ在ル場合ニ之ヲ準用ス。

(一) 財産ノ所在地ハ債權ニ付テハ債務者ノ居住地ヲ稱スルモノト解スベク國庫支辨ノ恩給債權ノ債務者ハ貯金局ナリトス (大正一五、七行政裁判所判決)

(二) 租税徴收等囑託費用ノ件

本年法律第三十四號ヲ以テ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノノ租税其他ノ收入徴收處分囑託ニ關スル件發付相成候ニ付テハ右事務取扱ニ要スル費用及送金費用ハ總テ囑託ヲ受ケタル廳ノ負擔トシ督促手数料ハ直チニ其廳ノ收入ニ充テ可然コトニ決定相成候 (明治四十年六月十四日地甲トニ決定相成候 (第二九號内務省地方局長通牒))

(三) 町税督促手数料ヲ徴收受託廳ノ收入ト爲シ得ルハ其廳ニ於テ督促ヲ爲シタル手数料ニ限ルノ義ナリ (明治四十五年五月二十八日内務省先例)

第四章 納税義務の消滅

茲に納税義務とは税金に限らず之に附帶して生ずる督促手数料、延滞金、滯納處分費等を含む。而して之等の納付義務は、如何なる原因に依りて消滅するものなりや以下之に付説明する。

一、納付

納付とは、納税者か其納付すべき金額を之を收入する權利有る者に提供することであつて、之に因り納税義務の消滅するものなることは、民事上に於ける

債權か辨済に依り消滅するのと何等撰むところはなからず。而して納付者は納税人なること之に代る第三者なることを問はないが收入した者が、法令上納付金を領收し得る權限あるものでなければ真正の納付と認め難く、從而之に因り納税義務は消滅しない。

二、過誤納金の充當

一般債權が相殺に依りて消滅すると同様過誤納金を以て未納税金に充當した場合は、茲に納税義務の消滅するものなること又當然である。

三、賦課の取消免除

一旦賦課せられた税金に對し、其后賦課の取消ありたる場合は、之に因り納税義務は消滅する。

此場合、之に附帶する手数料、延滞金、滯納處分費の納付義務も本税と運命を共にするものなりや相當議論の余地あるも、本税と運命を共にし納付義務消滅するものとして取扱ふを穩當と信ずる。

賦課決定后、又諸種の事情に依り納税を免除せられた場合は、免除のありたるときより納税義務消滅するものである。

四、時効の完成

時効には取得時効と消滅時効がある。消滅時効とは権利者の権利不行使の状態が一定期間継続せる事實に依り、其権利義務関係を消滅せしめる法律上の制度であつて其期間は権利の性質に依り異なるのであるが、市町村税の時効は會計法の規定を準用し（會計法三三、市制三三）五ヶ年となつて居る。

五ヶ年の期間の計算は、民法の期間計算の規定（民法一四〇、一四三）に依るものであつて権利不行使の継続とは、例へば市町村税を賦課すべき者に對し、賦課を爲さざる儘放置するとか、徵稅令書を發付すべき者に對し之を爲さざる儘放任するが如き事であつて、時効は其権利を行使し得る時から進行し五ヶ年間不行使の状態が継続した場合に茲に市町村税の消滅時効完成し納稅義務消滅するものである。時効の進行中權利行使ありたる場合は、時効は之に因りて中斷し以前から進行して來た時効は權利の行使があつたとき迄で打切り、更に中斷の原因の止みたる日の翌日から新たに進行を初むるものである。

市町村税徵收上時効中斷の效力あるものは凡そ左の通りである。

1、徵稅令書の送達（會計法第三四）

2、督促狀の送達（民法一五三）

督促狀は民事上の催告と同視すべきものであつて、督促狀送達后六ヶ月内に財産差押をなした場合に限り時効中斷の原因となる。

3、交付要求（民法一五二）

之亦一種の請求と認むべきものであるから、交付要求をなした場合は、時効中斷し其事件の結了後再び時効進行すべきものである。

但し交付要求を取消したとき、又は要求が却下された場合は中斷の效力がない。

4、差押（民法一四七）

差押中は時効は進行せざる旨の大審院の判旨がある。

又納稅者が數人の連帶納稅者なる場合、其一人の財産を差押へた場合の如きは差押へを受けた納稅者に對しては、時効中斷するものなるも全員に對しては中斷の效力なきものである。

5、承認（民法一四七）

一部納付又は延納申出等は之に該當する。

五、 滞納處分の結了(徴三一)

差押財産を換價して滞納金全額の徴收を了したる場合は、勿論該代金を以て滞納金の一部を徴收し、残額に對し差押ふべき財産なきため欠損處分を爲した場合は、共に納税義務消滅するものである。

六、 滞納處分を中止したるとき(徴三一)

滞納者か滞納處分の目的となるべき財産皆無の場合及財産あるも、國稅徴收法第三條の債權其他優先租稅債權並に、市町村稅附帶の督促手数料、延帶金、滞納處分費を扣除して税金を得る見込みない場合の如く徴稅の途なき場合は、漫然徴收し得る時期を待つべきものでなく滞納處分を中止すべきものであつて、此場合は欠損の決議を要し決議ありたるときは納税義務消滅するものである。(徴一)

二) 納滞處分を中止した後、中止當時差押ふべき財産のあつたことを發見した場合は、中止處分か錯誤に基くものであるから、該處分を取消し再び滞納處分を進行すべきものである。

第五章 罰 則

市制第二百二十九條町村制第九條に「詐偽其他不正の行爲に依り市(町村)稅を遁脱したる者に付ては市(町村)條例を以て其徴收を免れ又は遁脱したる金額の三倍に相當する金額(其金額五圓未滿なるときは五圓)以下の過料を科する規定を設くることを得」と規定してある。

規定中遁脱とあるは脱稅遁稅の意味であつて、脱稅とは納税義務の負担を免るるを指し遁稅とは、既に確定した納税義務を免脱する行爲を謂ふのであつて、例へは虚偽の申告を爲して賦課の減額を計り、全然之を免脱するが如きは前者に相當し、滞納處分の執行を免るるため財産を隱匿又は所有權の移轉を作為するが如きは、遁稅行爲に屬する、脱稅遁稅と認む可き行爲並に過料金額等は豫め市町村條例を以て規定するを要し、規定中「遁脱したる者」とあるから未遂犯は罰すべきものでない。

附

錄

◎國稅徵收法

○法律(明治三十年三月)改(明治三十五年三月)明治三十八年三月(同四四年三月)大正三年三月(昭和六年三月)
第二十一號)正(第三六號)第四六號)第三七號)第一二號)第一六號)

第一章 總 則

第一條 國稅ノ徵收ハ關稅其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外總テ此ノ法律ニ依ル

第二條 國稅ノ徵收ハ總テノ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス

第三條 納稅人ノ財産上ニ質權又ハ抵當權ヲ有スル者其ノ質權又ハ抵當權ノ設定カ國稅ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公
正證書ヲ以テ證明シタルトキハ該物件ノ價額ヲ限トシ其ノ債權ニ對シテ國稅ヲ先取セサルモノトス

第四條ノ一 納稅人左ノ場合ニ該當スルトキハ未タ納期ノ到ラサルモ既ニ納稅義務ノ確定シタル國稅ハ總テ之ヲ徵收スルコト
ヲ得

- 一 國稅ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ
- 二 府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ
- 三 強制執行ヲ受クルトキ
- 四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 五 競賣ノ開始アリタルトキ
- 六 法人カ解散ヲ爲シタルトキ
- 七 納稅人脫稅又ハ納稅ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第四條ノ二 前條第二號乃至第五號ノ場合ニ於テ徵收ズヘキ國稅ハ府縣稅其ノ他ノ公課ノ督促手数料、延滞金及滞納處分費、強制執行費用、破産手續上ノ費用又ハ競賣費用ニ先チテ之ヲ徵收セス

督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ國稅其ノ他總テノ公課及債權ニ先チテ之ヲ徵收ス但シ第四條ノ一第二號乃至第五號ノ場合ニ於ケル府縣稅其ノ他ノ公課ノ督促手数料、延滞金及滞納處分費、強制執行費用、破産手續上ノ費用又ハ競賣費用ニ先チテ之ヲ徵收セス

第四條ノ三 相續開始ノ場合ニ於テハ國稅、督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ相續財團又ハ相續人ヨリ之ヲ徵收ス但シ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人ヨリモ之ヲ徵收スルコトヲ得

國籍喪失ニ因ル相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財産ヲ限度トシテ國稅、督促手数料、延滞金及滞納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ四 共有物、共同事業又ハ共同事業ニ因リ生シタル物件ニ係ル國稅、督促手数料延滞金及滞納處分費ハ納稅者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

第四條ノ五 同年ノ所得稅、地租、營業收益稅、資本利子稅及同酒造年度ノ酒造稅ニシテ既納ノ稅金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スヘキ同一稅目ノ稅金ニ充ツルコトヲ得

第四條ノ六 納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ納稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲メ納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ他ノ法令ニ特別ノ規定アルモノハ各其ノ法令ニ依ル

第四條ノ七 納稅ノ告知、督促及滞納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相續財團ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所又ハ居所ニ送達ス

第四條ノ八 書類ノ送達ヲ受クヘキ者其ノ住所又ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ帝國内ニ住所、居所アラサルトキ若ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

第二章 徵 收

第五條 市町村ハ其ノ市町村内ノ地租及勅令ヲ以テ命シタル國稅ヲ徵收シ其ノ稅金ヲ國庫ニ送付スルノ責任アルモノトス

前項徵收ノ費用トシテ其ノ徵收金額ノ百分ノ三ニ相當スル金額及納稅告知書一通ニ付金二錢ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ其ノ市町村ニ交付ス

第六條 國稅ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏又ハ市町村ハ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ指定シ之ヲ告知スヘシ

第七條 納稅人非常ノ災害ニ罹リ政府ニ於テ其ノ被害調査ノ爲時日ヲ要スルトキハ其ノ間稅金ノ徵收ヲ爲ササルコトアルヘシ

第八條 市町村ハ避クヘカラサル災害ニ因リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ事實ヲ證明シ大藏大臣ニ稅金送付ノ責任ノ免除ヲ請フコトヲ得

前項ノ申出アリタルトキハ大藏大臣ハ其ノ事實ヲ審查シ其ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第九條 國稅ノ納期限ヲ過キ其ノ稅金ヲ完納セサル者アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ但シ第四條ノ一ニ依リ國稅ノ徵收ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料、延滞金ヲ徵收ス

第三章 滯 納 處 分

第十條 左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ納稅者ノ財産ヲ差押フヘシ

- 一 納税者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手數料、延滞金及税金ヲ完納セサルトキ
- 二 第四條ノ一第一號及第七號ノ場合ニ於テ納税者納期ノ到ラサル國稅納付ノ告知ヲ受ケ税金ヲ完納セサルトキ
- 第十一條 收税官吏滞納處分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證據ヲ示スヘシ
- 第十二條 差押フヘキ財産ノ價格ニシテ督促手數料、延滞金、滞納處分費及第三條ニ依リ控除スヘキ債務額ニ充テ殘餘ヲ得ル見込ナキトキハ滞納處分ノ執行ヲ止ム
- 第十三條 收税官吏滞納者ノ財産ヲ差押フルニ當リ質權ノ設定セラレタル物件アルトキハ質權設定時期ノ如何ニ拘ラス其ノ質權者ハ質物ヲ收税官吏ニ引渡スヘシ
- 第十四條 收税官吏財産ノ差押ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者其ノ財産ニ就キ所有權ヲ主張シ取戻ヲ請求セムトスルトキハ賣却決行ノ五日前提テニ所有者タルノ證據ヲ具ヘテ收税官吏ニ申出ヘシ
- 第十五條 滞納處分ヲ執行スルニ當リ滞納者財産ノ差押ヲ免ルル爲故意ニ其ノ財産ヲ讓渡シ讓受人其ノ情ヲ知り讓受ケタル場合ニ於テ政府ハ其ノ行爲ノ取消ヲ求ムルコトヲ得
- 第十六條 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
 - 一 滞納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及廚具
 - 二 滞納者及其ノ同居家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭
 - 三 實印其ノ他職業ニ必要ナル印
 - 四 祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル物及、石碑、墓地
 - 五 承購其ノ他滞納者ノ家ニ必要ナル日記書付類
 - 六 職務上必要ナル制服、祭服、法衣

- 七 勳章其ノ他名譽ノ章票
- 八 滞納者及其ノ同居家族ノ修學上必要ナル書籍器具
- 九 發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ
- 第十七條 左ニ掲クル物件ハ他ニ督促手數料、延滞金、滞納處分費及税金ヲ償フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ滞納者ノ選擇ニ依リ差押ヲ爲サ、ルモノトス
 - 一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬其ノ飼料
 - 二 職業ニ必要ナル器具及材料
- 第十八條 差押ノ効力ハ差押物ヨリ生スル天然及法定ノ果實ニ及フモノトス
- 第十九條 滞納處分ハ裁判上ノ假差押又ハ假處分ノ爲ニ其ノ執行ヲ妨ケラル、コトナシ
- 第二十條 收税官吏財産ノ差押ヲ爲ストキハ滞納者ノ家屋、倉庫及筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戸扉、筐匣ヲ開カシメ若ハ自ラ之ヲ開クコトヲ得
- 滞納者ノ財産ヲ占有スル第三者ノ財産ノ引渡ヲ拒ミタルトキ亦同シ
- 第三者ノ家屋、倉庫及筐匣ニ滞納者ノ財産ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ收税官吏ハ前項ニ準シ處分スルコトヲ得
- 前二項ニ依リ家屋、倉庫又ハ筐匣ヲ搜索スルハ日出ヨリ日没マテニ限ル
- 第二十一條 收税官吏前條ノ處分ヲ爲ストキハ滞納者若ハ前條ニ掲ケタル第三者又ハ其ノ家族雇人ヲシテ立會ハシムヘシ若シ立會フヘキ者不在ナルトキ又ハ立會ニ應セサルトキハ成丁者二人以上又ハ市町村吏員市制町村制ヲ施行セサル地ニ在若ハ警察官吏ヲ證人トシテ立會ハシムヘシ
- 第二十二條 動産及有價證券ノ差押ハ收税官吏占有シテ之ヲ爲ス但シ差押物件運搬ヲ爲スニ困難ナルトキハ市町村長、滞納者

又ハ第三者ヲシテ保管ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ
差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

第二十三條ノ一 債權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ債務者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ政府ハ督促手數料、延滞金、滞納處分費及税金額ヲ限度トシテ債權者ニ代位ス

第二十三條ノ二 債權及所有權以外ノ財産權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ其ノ權利者ニ通知スヘシ

前項ノ財産權ニシテ其ノ移轉ニ付登記又ハ登録ヲ要スルモノニ在リテハ差押ノ登記又ハ登録ヲ關係官廳ニ囑託スヘシ其ノ抹
消又ハ變更ニ付テモ亦同シ

第二十三條ノ三 不動産又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ收稅官吏ハ差押ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登
記ニ付テモ亦同シ

差押ノ爲不動産ヲ分割又ハ區分シタルトキハ收稅官吏ハ分割又ハ區分ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ合併又ハ變更ノ
登記ニ付テモ亦同シ

第二十三條ノ四 差押ノ解除ニ關シテハ登録稅ヲ納ムルコトヲ要セス

第二十四條 差押タル動産、有價證券、不動産及第二十三條ノ一ニヨリ收稅官吏カ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨
ヲ除クノ外公賣ニ付ス公賣ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公賣ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ其ノ見積價格ヲ以テ政府ニ買上クルコトヲ得
債權及所有權以外ノ財産權ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第二十五條 見積價格僅少ニシテ其ノ公賣費用ヲ償フニ足ラサル物件ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

第二十六條 滞納者及賣却ヲ爲ス地方ノ稅務ニ關スル官吏、公吏、雇員ハ直接ト間接ト問ハス其ノ賣却物件ヲ買受クルコト

ヲ得ス

第二十七條 滞納處分費ハ財産ノ差押、保管、運搬、公賣ニ關スル費用及通信費トス

第二十八條 物件ノ賣却代金、差押ヘタル通貨及第二十三條ノ一ニヨリ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ督促手數料、延
滞金、滞納處分費及税金ニ充テ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス

賣却シタル物件質權、抵當權ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手數料、延滞金滞納處分費及税金ヲ控除シ次ニ其ノ
債務額ニ充ツルマテラ債權者ニ交付シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス但シ第三條ニ掲ケタル質權、抵當權ノ目的タル
物件ニ關シテハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手數料、延滞金、滞納處分費ヲ徴シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテラ債權者ニ交付シ次
ニ税金ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス

賣却シタル物件抵當證券ヲ發行シタル抵當權ノ目的物ニシテ第三條ノ證明ヲ爲スヘキ抵當證券所持人分明ナラサル場合ニ於
テ其ノ代金ヨリ督促手數料、延滞金及滞納處分費ヲ徴シタル種類カ債權者ニ交付スヘキ債務額及徴收スヘキ税金ニ充タサル
トキハ其ノ抵當證券所持人ニ交付スヘキ金額ハ之ヲ保管ス此ノ場合ニ於テ債權ノ辨濟期限後四月ヲ過クルモ尙其ノ證明ヲ爲
ササルトキハ其ノ保管シタル金額ヲ税金ニ充テ尙殘餘アルトキハ之ヲ抵當證券所持人ニ交付ス物件ノ賣却後二年内ニ其ノ證
明ヲ爲ササルトキ亦同シ

第二十九條 會社ニ對シ滞納處分ヲ執行スル場合ニ於テ會社財産ヲ以テ督促手數料、延滞金、滞納處分費及税金ニ充テ仍不足
アルトキハ無限責任社員ニ就キ之ヲ處分スルコトヲ得

第三十條 此ノ法律ニ依リ債權者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金錢ハ之ヲ供託スルコトヲ得

第三十一條 滞納處分ヲ結了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納稅義務及督促手數料、延滞金滞納處分費納付ノ義務ハ消滅ス

第三十二條 滯納者又ハ滯納者ノ財産ヲ占有スル者其ノ財産ヲ蔽匿脱漏シ又ハ虚偽ノ契約ヲ爲シタルトキハ一年以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

差押物件ノ保管者其ノ保管ニ係ル物件ヲ蔽匿、脱漏、消費若ハ故意ニ毀損シタルトキ亦同シ
情ヲ知テ前二項ノ所爲ヲ幫助シ又ハ虚偽ノ契約ヲ承諾シタル者ハ各本刑ニ一等ヲ減ス
前各項ノ場合ニ於テ刑法ニ開條アルモノハ本條ヲ適用セス

第五章 附 則

第三十三條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

東京府管内小笠原島伊豆七島ニハ當分ニテ施行セス

市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ本法中市町村ニ關スル條項ヲ適用スヘキ公共團體ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

北海道水産物營業人組合ハ本法ニ於テ市町村ニ準ス

第三十四條 明治二十二年法律第九號國稅徵收法、同年法律第三十二號國稅滯納處分法及同二十三年法律第四號ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

附 則 (明治四十四年三月) (法律第三七號)

本法ハ明治四十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (大正三年三月) (法律第十二號)

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎國稅徵收法施行規則

○勅令 (明治三十五年四月) 改正 (大正十一年三月) (第一三五號) (第一七〇號)

第一條 徵稅官吏國稅ヲ徵收セムトスルトキハ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ但シ日本銀行ニ納付セシムル場合ノ外口頭ヲ以テ告知スルコトヲ得

第二條 市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ハ收稅官吏書面ヲ以テ其ノ金額ヲ市町村ニ通知スヘシ

市町村ハ前項ノ通知ニ依リ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ

第三條 國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ納期ノ至ラサル稅金ヲ徵收セムトスルトキハ納期日ヲ定メ第一條ノ告知又ハ第二條ノ通知ヲ爲スト同時ニ其ノ旨告知又ハ通知スヘシ

納稅通知ヲ爲シタル後國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ納期日前之ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏ハ納期日ノ變更ヲ納稅人ニ告知スヘシ

前項ノ國稅ニシテ市町村ノ徵收スルモノナルトキハ納稅人ニ告知スルト同時ニ其ノ旨市町村ニ通知スヘシ

第四條 市町村ニ於テ稅金ヲ徵收シタルトキハ領收證ヲ納稅人ニ交付スヘシ

第五條 市町村ニ於テ徵收シタル稅金ハ送付書ヲ添ヘ漸次之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ但シ納期後三日ヲ過クルコトヲ得ス

第六條 市町村ニ於テ國稅徵收法第八條ニ依リ稅金送付ノ責任ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

地方長官前項ノ申請書ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ意見ヲ具シテ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七條 市町村ハ納期内ニ稅金ノ納付ヲ了ラサル者アルトキハ直ニ其ノ氏名、住所若ハ居所及納金額滯納ノ事由ヲ所轄稅務署

ニ報告スヘシ

第八條 國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ徵收スルコトヲ得ル國稅ハ左ニ掲タルモノニシテ納期ニ到リ税金ノ徵收ヲ完ウスルコト能ハスト認ムルモノニ限ル

一 納稅ノ告知ヲ爲シタル諸稅

二 造石數査定濟ノ酒類、酒精並酒精含有飲料ノ造石稅及造石數査定濟ノ麥酒稅

三 製造場外ニ移出セラレタル清涼飲料ニ對スル清涼飲料稅

第九條 納稅義務者納稅管理人ヲ定メ若ハ變更シタルトキハ其ノ氏名及住所若ハ居所ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ
納稅管理人其ノ氏名、住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ
市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ニ係ルトキハ前二項ノ申告ハ其ノ市町村ヲ經由スヘシ

第十條 國稅徵收法ニ依ル書類ノ送達ハ使丁又ハ郵便ニ依ルヘシ

第十一條 國稅徵收法第九條ニ依リ納稅ノ督促ヲ爲サムトスルトキハ收稅官吏ハ納稅者ニ對シ督促狀ヲ發スヘシ
督促狀ヲ發シタルトキハ手数料トシテ金拾錢ヲ徵收ス

第十一條ノ二 前條ニ依リ督促ヲ受ケタル場合ニ於テハ税金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ税金完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スヘキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 納稅告知書一通ノ税金額二十圓未満ナルトキ

二 納期ヲ繰上ケ徵收ヲ爲ストキ

三 納稅者ノ住所若ハ居所カ帝國内ニ在ラサル爲メ又ハ其ノ住所居所共ニ不明ナル爲メ公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ告知又

ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ニ依リ計算シタル金額カ拾錢未満ナルトキハ延滞金ヲ徵收セス

第十二條 質權又ハ抵當權ノ設定セラレタル財產ヲ差押フルトキハ收稅官吏ハ督促手数料延滞金、滯納處分費及税金額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ債權者ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ抵當證券ヲ發行シタル抵當權ニ付其ノ證券所持人分明ナラサルトキハ債務者又ハ證券ノ讓渡人等ニ付調査シ尙分明ナラサルトキハ前項ニ依リ通知スヘキ事項ヲ公告スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ國稅ニ對シ先取權ヲ有スル債權者其ノ權利ヲ行使セシムトスルトキハ證據書類ヲ添ヘ其ノ事實ヲ證明スヘシ

第十三條 民事訴訟法ニ依リ假差押ヲ受ケタル財產ヲ差押フルトキハ之ヲ執行裁判所又ハ執達吏若ハ強制管理人ニ通知スヘシ
假處分ヲ受ケタル財產ヲ差押フルトキ亦之ニ準ス

第十四條 差押フヘキ財產管轄區域外ニ在ルトキハ收稅官吏ハ其ノ財產所在地ノ收稅官吏ニ納滞處分ノ引繼ヲ爲スヘシ

第十五條 差押フヘキ財產數人ノ共有ニ係ルトキハ滯納者ニ屬スル持分ニ就キ滯納處分ヲ爲シ其ノ持分ノ定メナキモノハ持分相均シキモノトシテ處分スヘシ

第十六條 收稅官吏財產ヲ差押ヘタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル差押調書ヲ作り之ニ署名捺印スヘシ

一 滯納者ノ氏名及住所若ハ居所

二 差押財產ノ名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項

三 差押ノ事由

四 調書ヲ作りタル場所、年月日

國稅徵收法第二十一條ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ立會人ト共ニ差押調書ニ署名捺印スヘシ但シ立會人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

收稅官吏差押調書ヲ作りタルトキハ其ノ原本ヲ滞納者及立會人ニ交付スヘシ但シ債權及所有權以外ノ財産權ノミヲ差押ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 收稅官吏財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ滞納者又ハ第三者ヨリ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ヲ完納シタルトキハ其ノ財産ノ差押ヲ解クヘシ

第十八條 公賣ハ入札又ハ競賣ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十九條 國稅徵收法第三十四條ニ依リ公賣ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ公告スヘシ

- 一 滞納者ノ氏名及住所若ハ居所
- 二 公賣財産ノ名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項
- 三 入札又ハ競賣ノ場所、日時
- 四 開札ノ場所、日時
- 五 保證金ヲ徵スルトキハ其ノ金額
- 六 代金納付ノ期限

第二十條 財産公賣ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ加入保證金又ハ契約保證金ヲ徵スヘシ

加入保證金又ハ契約保證金ハ國債ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

落札者又ハ買受人義務ヲ履行セサルトキハ其ノ保證金又ハ之ニ代用シタル國債ハ之ヲ政府ノ所得トス

第二十一條 公賣ハ財産所在ノ市區町村内ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ收稅官吏必要ト認ムルトキハ他ノ地方ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 公賣ハ公告ノ初日ヨリ十日ノ期間ヲ過キタル後之ヲ執行スヘシ但シ其ノ物件不相應ノ保存費ヲ要スルモノ若ハ著シク其ノ價格ヲ減損スルノ虞アルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 財産ヲ公賣セントスルトキハ收稅官吏ハ其ノ財産ノ價格ヲ見積リ之ヲ封書トシ公賣ノ場所ニ置クヘシ

第二十四條 賣却シタル財産ニ付滞納者ヲシテ權利移轉ノ手續ヲ爲サシムル必要アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ其ノ手續ヲ爲サシムヘシ

前項ノ期間内ニ滞納者其ノ手續ヲ爲ササルトキハ收稅官吏ハ滞納者ニ代リテ之ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 入札ノ方法ヲ以テ公賣ニ付スル場合ニ於テ落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二名以上アルトキハ其ノ同價ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ爲サシメ落札者ヲ定ム追加入札ノ價格仍同シキトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

第二十六條 財産ヲ公賣ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ更ニ公賣ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條 公賣財産ノ買受人代金納付ノ期限マテニ其ノ代金ヲ完納セサルトキハ收稅官吏ハ其ノ賣買ヲ解除シ更ニ之ヲ公賣ニ付スヘシ

第二十八條 前二條ニ依リ再公賣ヲ爲ス場合ニ於テハ第二十二條ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二十九條 國稅徵收法第四條ノ一第二號乃至第六號ニ該當スル場合ニ於テハ收稅官吏ハ當該官廳、公共團體、執行裁判所、執達吏、強制管理人、破産管財人又ハ清算人ニ督促手数料、延滞金、滞納處分費及滞納税金ノ交付ヲ求ムヘシ但シ他ニ差押フヘキ財産アルトキハ之ヲ差押フルコトヲ妨ケス

第三十條 滞納處分ヲ結了シタルトキハ收稅官吏ハ其ノ處分ニ關スル計算書ヲ作り之ヲ滞納者ニ交付スヘシ

賣却シタル財産ニ對シ質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ其ノ計算ニ關スル記録ノ閱覽ヲ收稅官吏ニ求ムルコトヲ得
第三十一條 納稅告知督促及滯納處分ニ關スル公告ハ稅務署ニ之ヲ爲スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ稅務署ノ外適當ノ場所ニ
又ハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

附 則

第三十二條 市制町村制ヲ施行セサル地方稅務署所在ノ戸長ハ稅務署收稅官吏ノ通知ヲ受ケ其ノ町村内ノ國稅 酒類、酒清、
並醬油ノ造告稅ヲ徵收シ之ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ

第三十三條 前條ニ依リ徵收スヘキ國稅ヲ其ノ納期內ニ完納セサル者アルトキハ戸長ハ本則中ニ規定セル市町村ノ例ニ準シ所
轄稅務署ニ報告スヘシ

第三十四條 本令中市町村ニ關スル規定ハ國稅徵收法第三十三條ニ依リ指定セラレタル公共團體ニ之ヲ準用ス

第三十五條 本令ハ明治三十五年法律第三十六號國稅徵收法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十年勅令第二百一十一號ハ之ヲ廢止ス

附 則 (明治四十四年十二月勅令第二八二號)

本令中延滞金ニ關スル規定ハ本令施行後ニ於テ納期ノ開始スル明治四十四年分租稅ヨリ之ヲ適用ス

◎國稅徵收法施行細則

○ 大藏省令 (明治三十年六月) 改正 (大正十一年三月) (昭和六年七月)
第一號 (第一〇號) 第二八號 (第二二六號)

第一條 國稅徵收法施行規則第一條ノ納稅告知書ハ稅務署長ニ於テ第一號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二條 市町村ノ徵收スヘキ國稅ハ稅務署長ニ於テ第二號書式ノ納額通知書ヲ調製シ之ヲ市町村ニ送付スヘシ其ノ異動ヲ生シ

タルトキハ更ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第二條ノ二 稅務署長ハ納稅人又ハ市町村ノ爲メ便宜ト認ムル納付場所ヲ指定スヘシ納稅人又ハ市町村ハ指定ノ納付場所以外
ノ地ニ於テ納稅スルヲ便宜トスルトキハ稅務署ニ申告シテ納付場所ノ變更ヲ求ムルコトヲ得

第三條ノ一 市町村前條ノ納額通知書ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ納稅告知書ヲ調製シ之ヲ納稅人ニ交付スヘシ

第三條ノ二 納稅人納稅告知書ヲ受ケタルトキハ稅金ニ納稅告知書ヲ添ヘ之ヲ指定ノ場所ニ納付スヘシ

第四條 市町村其ノ領收シタル稅金ヲ日本銀行ニ送付スルトキハ第四號書式ノ送付書ヲ添付スヘシ

第五條 市町村滯納ノ報告ヲ爲ストキハ第五號書式ノ滯納報告書ヲ調製シ稅務署ニ送付スヘシ送付後ニ其ノ報告書ニ異動ヲ生
シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第六條ノ一 稅務署長稅金納付ノ督促ヲ爲ストキハ第六號書式ノ督促狀ヲ發スヘシ但シ延滞金ヲ徵收スヘキモノニ付テハ第七
號書式ニ依ルヘシ

第六條ノ二 前條ノ督促ヲ爲ス場合ニ於テ日本銀行ニ納付セシムルトキハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 市町村ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ニ付テハ第八號書式第九號書式ノ納付書ヲ添付スヘシ

二 收稅官吏ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ニ付テハ第九號書式ノ納付書ヲ添付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ二ヲ準用ス

第六條ノ三 納稅人督促ヲ受ケ稅金及督促手数料ヲ日本銀行ニ納付スヘキ場合ニ於テハ前條第一號ノ納付書又ハ第二號ノ納付
書及收稅官吏ノ發シタル納稅告知書ヲ添付シ稅務署ニ納付スヘキ場合ニ於テ市町村又ハ收稅官吏ノ發シタル納稅告知書ヲ添
付スヘシ

第六條ノ四 督促狀ニ記載スヘキ納付場所ヲ稅務署ト指定シタル場合ニ於テ市町村ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ナルトキハ

税官吏ハ其ノ納税告知書ヲ以テ税金ヲ領收スルコトヲ得

第六條ノ五 前三條ノ規定ハ滞納報告後督促狀發付前税金ヲ領收スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條ノ六 延滞金ヲ納付スヘキ場合ニ於テハ税金及督促手数料ハ共ニ之ヲ稅務署ニ納付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第六條ノ三ノ規定ヲ準用ス

第七條 (削除)

第八條 (削除)

第九條 稅務署長ハ國稅滞納者ノ財産差押ヲ命シタル收稅官吏ニ左ノ證券ヲ交付スヘシ

用紙厚紙 縦二寸五分 横一寸五分

第一何一號 國稅滞納者 財産差押 證券	稅務 署 印
------------------------------	--------------

「何」稅務署	「官」氏名
--------	-------

第十條 收稅官吏債權ノ差押ヲ爲ストキハ債務者ニ對シ第十號書式債權及所有權以外ノ財産權ノ差押ヲ爲ストキハ權利者ニ對

シ第十一號書式ノ差押通知書ヲ發スヘシ

第十條ノ二 國稅徵收法施行規則第十二條第二項ノ公告ハ第十一號ノ二書式ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第十一條 國稅徵收法施行規則第十六條ノ差押調査ハ第十二號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第十二條 收稅官吏財産ヲ賣却セムトスル場合ニ其ノ價格ヲ見積リ難キモノアルトキハ適當ナル鑑定人ヲ選ミ其ノ評價ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 入札ノ方法ヲ以テ財産ヲ公賣スル場合ニハ買受望人ハ其ノ住所氏名買受財産ノ種類員額及入札價格ヲ記シタル入札

書ヲ封緘シテ差出スヘシ

第十四條 入札書ハ公告ニ示シタル開札ノ場所、日時ニ入札人ノ面前ニ於テ之ヲ開クモノトス但シ入札人又ハ其ノ代理人開札ノ場所ニ出席セサルトキハ其ノ立會ヲ要セスシテ開札スルコトヲ得

第十五條 競賣ノ方法ヲ以テ財産ヲ公賣スルトキハ競賣人ヲ選ミ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十六條 加入保證金又ハ契約保證金ノ割合ハ買受望人各自ノ公賣財産見積價額百分ノ五以上トシ公賣ノ時々之ヲ定ムルモノトス

第十七條 公賣財産ノ買受人又ハ競賣人ハ納付書ヲ添ヘ其ノ代金ヲ稅務署長ニ納付スヘシ

第十七條ノ二 國稅徵收法第二十八條ニ依リ抵當證券所持人ニ債務額ヲ交付スル場合ニ於テハ抵當證券ヲ提出セシメ左ノ取扱ヲ爲スヘシ

一 債務額ノ全部ヲ交付シタルトキハ其ノ提出ニ係ル抵當證券ニ第十二號ノ二書式ノ通知書ヲ添付シ之ヲ證券交付登記所ニ送付スヘシ

二 前號以外ノ場合ニ於テハ其ノ提出ニ係ル抵當證券ニ第十二號ノ三書式ノ通知書ヲ添付シ之ヲ證券作成登記所ニ送付シテ其ノ記載ノ變更ヲ受ケタル後抵當證券所持人ニ還付スヘシ此ノ場合ニ於テ共同證券ニシテ數個ノ登記所ニ於テ記載ノ變更ヲ要スルトキハ其ノ一ノ登記所ニ證券ヲ送付シ其ノ登記所ヨリ順次他ノ登記所ニ之ヲ轉送スヘキ旨ヲ囑託スルコトヲ得

第十八條 督促又ハ滞納處分ニ關シ使了ヲ以テ書類ノ送達ヲ爲ストキハ第十三號書式ノ送達書ニ受取人ノ署名捺印ヲ求ムヘシ

第十九條 滞納處分ヲ結了シタルトキハ收稅官吏ハ第十四號書式ノ計算書ヲ調製シ之ヲ滞納者ニ交付スヘシ

第二十條 收税官吏ハ債權者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ其ノ旨債權者又ハ滞納者ニ通知スヘシ

附 則 (明治四十四年十二月 省令第四一號)

本令ハ明治四十四年勅令第二百八十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ明治四十五年三月三十一日迄ハ延滞金ヲ徵收スヘキモノニ對スル督促狀ヲ除クノ外仍從來ノ書式ニ依ルコトヲ得

附 則 (大正四年一月二十八日 大藏省令第二一號)

本令ハ大正四年一月勅令第六號施行ノ日ヨリ施行ス

第一號書式 用紙適宜 縦四寸五分 横三寸三分 三枚接續

納 税 告 知 書

第 何 號	何 年 度	何 郡 市 何 町 村 大 字 何 番 地		某 納
大 藏 省 主 管	租	税	何	税 (項)
一 金 何 程	何 年 何 期 分		何	税 (目)
右何年何月何日限日本銀行何店一又ハ日本銀行本店支店又ハ代理店一又ハ何稅務署一へ納付				
何年何月何日	何稅務署長		官 氏	名 團

通 知 書

第 何 號	何 年 度	何 郡 市 何 町 村 大 字 何 番 地		某 納
大 藏 省 主 管	何 稅 務 署	租	税	何
一 金 何 程	何 年 何 期 分		何	税 (目)
何年何月何日領收				
日本銀行何店團				
(又)收入官吏				
官 氏 名 團				

領收證書

第何號	何年度	何郡市何町村大字何々番地	某納
一金何程	何年何期分	日本銀行何店	税(目)
何年何月何日領收			
日本銀行何店			
(又ハ)納入官吏			
官氏 名			

1110

備考

- 一 領收證書及通知書用紙ノ金額年度科目等ハ總テ納稅告知書發行者ニ於テ記入スルモノトス
- 二 (削除)
- 三 酒造税ニ付テハ本書中何年何期分トアルヲ何年度何期分トスルモノトス
- 四 收稅官吏本書ニ依リ税金ヲ領收スルトキハ大正十一年大藏省令第二十號ノ現金領收證書ヲ發行スルコトヲ要セス
- 五 收稅官吏ニ於テ税金ノ領收ヲ爲ストキ督促手数料、延滞金ノ收入ヲ要スルモノアルトキハ本書中ニ科目、金額ヲ記シ第九號書式ノ納付書ヲ省略スルコトヲ得但シ所屬年度ヲ異ニスルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 六 收稅官吏ニ於テ領收ヲナストキハ本書式納稅告知書中餘白ニ領收濟年月日ヲ記入シ檢印ヲナシ領收濟通知書ヲ省略スルコトヲ得

第二號書式

納額通知書

第何號	何年度	何市町村分	何年何期分
大藏省	主	管	日本銀行何店又ハ日本銀行本店支店又ハ代理店
何年何月何日	租	税(項)	何年何月何日限
一金何程	右通知候也	何	税(目)
何年何月何日			
何稅務署長			
官氏 名			

備考

- 一 同一納期ノ畑租及雑地租ヲ並記スヘシ
- 二 一人別納額ノ通知ヲ要スル場合ニ於テハ一人別納額調書ヲ添附スルモノトス但シ人員少キトキハ金額ノ左傍ニ記入スルモ妨ナシ

第三號書式

用紙適宜

納税告知書

第何號	何郡市何町村大字何々番地		何	某納
何年度	租	何	何	税(項)
何年何期分		何	何	税(目)
一金何程	何	何	何	税(目)
右何年何月何日限何役場へ納付				
何年何月何日	何市町村長	何	何	某團

封印

領收證書

第何號	何郡市何町村大字何々番地		何	某納
何年度	租	何	何	税(項)
何年何期分		何	何	税(目)
一金何程	何	何	何	税(目)
何年何月何日領收				
(取扱主任印)				
(領收者氏			名)團	

備考

- 一 市町村ニ於テ税金ノ取扱上必要アルトキハ領收證書ノ外ニ別符ヲ附スルモ妨ナシ
- 二 同一納期ノ畑租及雑地租ハ之ヲ並記シ其ノ左傍ニ合計額ヲ掲記スルモノトス
- 三 收税官吏本書ヲ以テ税金ヲ領收スルトキハ大正十一年大藏省令第二十號ノ現金領收證書ヲ發行スルコトヲ要セス
- 四 收税官吏本書ヲ以テ税金ノ領收ヲナストキ督促手数料、延滞金ノ收入ヲ要スルモノアルトキハ、科目金額ヲ並記シ第九號書式ノ納付書ヲ省略スルコトヲ得但シ所屬年度ヲ異ニスルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 五 收税官吏ニ於テ領收ヲ爲ストキハ本書式納税告知書中餘白ニ領收濟年月日ヲ記入シ檢印ヲ爲シ領收濟通知書ヲ省略

スルコトヲ得
 六 國稅ト同一納期タル北海道地方稅、府縣稅市町村稅ヲ併記セントスルトキハ道廳長官又ハ府縣知事ノ認可ヲ得ル
 コトヲ要ス

第四號書式 用紙適宜 縦四寸五分 横三寸三分 三枚接續

送 付 書

何年度	何市町村	大藏省主管	何稅務署	租	稅	何稅(項)
一金何程 何年何期分 何稅(目)						
右納付候也 何年何月何日						

納 入 濟 書

何年度	何市町村	大藏省主管	何稅務署	租	稅	何稅(項)
一金何程 何年何期分 何稅(目)						
何年何月何日納入濟 日本銀行何店團						

納 付 書

何 年 度	何 郡 市 何 町 村 大 字 何 々 番 地			某 納
大 藏 省 主 管	何 稅 務 署	租	稅	何 稅 (項)
何 年 何 月 何 日				
何 年 何 期 分				
一 金 何 程 何 稅 (目)				

通 知 書

何 年 度	何 郡 市 何 町 村 大 字 何 々 番 地			某 納
大 藏 省 主 管	何 稅 務 署	租	稅	何 稅 (項)
何 年 何 月 何 日 領 收				
一 金 何 程 何 稅 (目)				
日 本 銀 行 何 店 印				

領收證書

何年度	何郡市何町村大字何々番地	何年何期分	某納
一金何程		何	稅(目)
何年何月何日領收			
	日本銀行何店		

備考

- 一 同一納期ノ烟租及雜地租ハ之ヲ並記シ其ノ左傍ニ合計額ヲ掲記スルモノトス
- 二 (削除)
- 三 收稅官吏本書ニ依リ稅金ヲ領收スルトキハ大正十一年大藏省令第二十號ノ現金領收證書ヲ發行スルコトヲ要セス

第九號書式

用紙適宜 縱四寸五分 横三寸三分 三枚接續

四 收稅官吏ニ於テ領收ヲ爲ストキハ本書式納付書中餘白ニ領收濟年月日ヲ記入シ檢印ヲ爲シ領收濟通知書ヲ省略スルコトヲ得

納付書

何年度	何郡市何町村大字何々番地	某納
大藏省主管	何稅務署	雜收入
一金何程		免許及手数料
一金何程		雜收入
延滞金		手数料
何年何月何日		

通 知 書

何 年 度	何 郡 市 何 町 村 大 字 何 々 番 地		某 納
	大 藏 省 主 管	何 税 務 署	
一 金 何 程	手 數 料	免 許 及 手 數 料	入
一 金 何 程	延 滞 金	雜 入	
何 年 何 月 何 日 領 收			
日 本 銀 行 何 店 團			
(又ハ) 收 入 官 吏 官 氏 名 團			

領 收 證 書

何 年 度	何 郡 市 何 町 村 大 字 何 々 番 地		某 納
	一 金 何 程	手 數 料	
一 金 何 程	延 滞 金		
何 年 何 月 何 日 領 收			
日 本 銀 行 何 店 團			
(又ハ) 收 入 官 吏 官 氏 名 團			

備 考

一 (削 除)

二 收 稅 官 吏 本 書 ニ 依 リ 督 促 手 數 料、延 滞 金 ヲ 領 收 ス ル ト キ ハ 大 正 十 一 年 大 藏 省 令 第 二 十 號 ノ 現 金 領 收 證 書 ヲ 發 行 ス ル コ ト ヲ 要 セ ス

三 收 稅 官 吏 ニ 於 テ 領 收 ヲ 爲 ス ト キ ハ 本 書 式 納 付 書 中 餘 白 ニ 領 收 濟 年 月 日 ヲ 記 入 シ 檢 印 ヲ 爲 シ 領 收 濟 通 知 書 ヲ 省 略 ス

ルコトヲ得
四 督促手數料、延滞金ニシテ租税ト所屬年度ノ同一ナルモノハ第八號書式納付書中ニ科目及金額ヲ竝記兼用シ本書式ノ納付書ヲ省略スルコトヲ得

第十號書式

債權差押通知書

何府縣何郡市何町村大字何々番地

債權者 何 某

何府縣何郡市何町村大字何々番地

債務者 何 某

右債權者ノ滞納ニ係ル何税金何程、督促手數料、延滞金及滞納處分費金何程徵收ノ爲何年何月何日債務者ヨリ支拂フヘキ何々金何程(又ハ金何程ノ内金何程)ヲ差押フルニ付何年何月何日迄ニ本旨ニ支拂フヘキモノトス此ノ通知ヲ受ケタル後債權者ニ對シ支拂ヲ爲スモ其ノ支拂ハ無効タルヘシ
右通知候也

大正何年何月何日

何稅務署長

官 氏 名 團

何府縣何郡市何町村何々番地

何 某 宛

備考

- 一 債務者官廳ナルトキハ其ノ支出官ノ官氏名、法人ナルトキハ其ノ法人ノ名ヲ記入スルモノトス
- 二 債權ノ目的カ金錢以外ノモノナルトキハ其ノ名稱數量其ノ他重要ナル事項ヲ明記スルモノトス

第十一號書式

何々 權差押通知書

一 差押財産權ノ表示

(名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項)

何年度何稅何期分滞納金何程督促手數料及延滞金何程徵收ノ爲メ前記ノ財産ヲ差押フルモノ也
右通知ス

何稅務署長

官 氏

名 團

何年何月何日

何府縣何郡市何町村大字何々番地

(權利者) 何 某 宛

第十一號ノ二書式

抵當證券ノ目的タル抵當權設定財産差押公告

何府縣何都市何町村大字何番地

滞納者 何

某

- 一 抵當證券ノ番號
- 二 抵當權ノ目的タル差押財産ノ表示
- 三 抵當權設定者ノ住所氏名
- 四 抵當權ノ順位及登記ノ年月日
- 五 債務者ノ住所氏名
- 六 登記簿ニ表示シタル抵當權者ノ住所氏名
- 七 登記所ノ表示
- 八 證券作成ノ年月日

右何年度何税何期分滞納金何程、督促于數料、延滞金及滞納處分費何程徴收ノ爲メ何年何月何日前記財産差押ヘタルニ付國稅徴收法施行規則第十二條第三項ニ依リ權利ヲ行使セントスル者ハ速ニ當署ニ申出ツヘシ

右公告ス

何年 何月 何日

何 稅 務 署

第十二號書式

差 押 調 書

何府縣何都市何町村大字何々番地

滞納者 何

某

一 差押財産ノ表示

(名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項)

右何年度何税何期分滞納金何程督促手數料、延滞金何程徴收ノ爲メ何月何日(本人)又ハ本人不在ニ付何某(立會ノ上)前記ノ財産ヲ差押フルモノ也

何 稅 務 署

官 氏 何府縣何都市何町村大字何々番地

名 團

立會人 何

某 印

備 考

一 滞納者其ノ他立會人ヲシテ差押財産ノ保管ヲ爲サシムルトキ若クハ立會人ニ本書ノ謄本ヲ交付シタルトキハ保管又ハ受領ノ旨ヲ本書ノ末尾ニ記載セシメ署名捺印ヲ徴シ保管證又ハ受領證ニ代フルコトヲ得

第十二號ノ二書式

抵當證券送付通知書

何府縣何郡市何町村大字何番地

滞納者又(ハ何々)何

某

- 一 抵當證券ノ番號
- 二 賣却シタル抵當權設定財産ノ表示
- 三 何年何月何日國稅滯納處分ニ依リ賣却
- 四 何年何月何日債務額全部交付済

右通知ス

何稅務署長

官 氏 名 團

何年何月何日

何區裁判所(又ハ何區裁判)宛
所何出張所

第十二號ノ三書式

抵當證券送付通知書

何府縣何郡市何町村大字何番地

滞納者(又ハ何々)何

某

- 一 抵當證券ノ番號
- 二 賣却シタル抵當權設定財産ノ表示
- 三 何年何月何日國稅滯納處分ニ依リ賣却
- 四 何年何月何日債務額ノ内何程交付済(交付金額ナキトキハ其ノ旨)

右通知ス

尙抵當證券ハ記載ノ變更ヲ爲シタル上當稅務署ニ返付セラレタシ

何年何月何日

何稅務署長

官 氏 名 團

何區裁判所(又ハ何區裁判)宛
所何出張所

市制抄録

(明治四十四年四月七日
法律第六十八號)

改正

(大正二〇年
第五八號)

四四

第一章 總 則

第二款 市住民及其ノ權利義務

第八條 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス

市住民ハ本法ニ從ヒ市ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第四章 市 吏 員

第二款 職 務 限 限

第八十七條 市長ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス

市長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

自一、至四省略

五、法令又ハ市會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、市税又ハ夫役現品ヲ賦課徵收スルコト

六、省 略

第九十六條 助役ハ市長ノ事務ヲ補助ス

助役ハ市長故障アルトキ之ヲ代理ス助役數人アルトキハ豫メ市長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第九十七條 收入役ハ市ノ出納其ノ他ノ會計事務及第九十三條ノ事務ニ關スル國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事

務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

副收入役ハ收入役ノ事務ヲ補助シ收入役故障アルトキ之ヲ代理ス副收入役數人アルトキハ豫メ市長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス市長ハ收入役ノ事務ノ一部ヲ副收入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ市ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ付テハ豫メ市會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第六條ノ市ノ市長ハ前項ノ例ニ依リ收入役ノ事務ノ一部ヲ區收入役ニ分掌セシムルコトヲ得

副收入役ヲ置カサル場合ニ於テハ市會ハ市長ノ推薦ニ依リ收入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定ムヘシ

第一百二條 第八十五條ノ吏員ハ市長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第六章 市 ノ 財 務

第一款 財産營造物及市税

第一百十六條 市ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

市ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ市ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ不

足アルトキハ市税及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第一百十七條 市税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一 直接國税及府縣税ノ附加税

二 特別税

直接國税又ハ府縣税ノ附加税ハ均一ノ税率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ

限ニ在ラス

國税ノ附加税タル府縣税ニ對シテハ附加税ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別税ハ別ニ税目ヲ起シテ課税スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第百十八條 三月以上市内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ市税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百十九條 市内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖市内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、市内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ市内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル市税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百二十條 納税者ノ市外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ市外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス

市ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本税ヲ分別シテ納メサルモノニ對シテ附加税ヲ賦課スル場合及住所滞在市ノ内外ニ渉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シ市税ヲ賦課スル場合ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十一條 所得税法第十八條ニ掲ケル所得ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス（大正十年法律第五十八號ヲ以テ本項改正）正神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教育所説教所ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教育所説教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及使用收益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス

前四項ノ外市税ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル

第百二十二條 數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

市ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ市税ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムル事ヲ得

前二項ノ場合ニ於テ營造物ヨリ生スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ前項ノ場合ニ於テ其ノ一部ノ收入アルトキ亦同シ

數人又ハ市ノ一部ヲ利スル財産ニ付テハ前三項ノ例ニ依ル

第百二十三條 市税及其ノ賦課徴收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第百二十四條 數人又ハ市ノ一部ニ對シテ利益アル事件ニ關シテハ市ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市ノ一部ニ對シテ賦課ヲ爲スコトヲ得

第百二十五條 夫役又ハ現品ノ直接市税ヲ準率ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ第百六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス（大正十年法律第五十八號ヲ以テ本項改正）

學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得ス

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セス

第百二十六條 非常災害ノ爲必要アルトキハ市ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ場合ニ於テ危險防止ノ爲必要アルトキハ市長、警察官吏又ハ監督官廳ハ市内ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得

第一項但書ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ府縣知事之ヲ決定ス決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二百二十七條 市税ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該吏員ハ日出ヨリ日没迄ノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間内家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該吏員ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證據ヲ携帶スヘシ

第二百二十八條 市長ハ納税者中特別ノ事情アル者ニ對シ納税延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ越ユル場合ハ市參事會ノ議決ヲ經ヘシ

市ハ特別ノ事情アル者ニ限り市税ヲ减免スルコトヲ得

第二百二十九條 使用料手数料及特別税ニ關スル事項ニ付テハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ(大正一五年法律第七四號本項改正)

詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ市税ヲ遁脱シタル者ニ付テハ市條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ遁脱シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得(同上)

前項ニ定ムルモノヲ除ク外使用料、手数料及市税ノ賦課徵收ニ關シテハ市條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財産又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ(同上本項追加)

過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三百十條 市税ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以

内ニ市長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

財産又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得

前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ七日以内ニ之ヲ市參事會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(大正一五年法律第七四號本項中改正)

第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三百十一條 市税、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ市ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(同上)

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第三百二十二條 市ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、市ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り市債ヲ起スコトヲ得

市債ヲ起スニ付市會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ
市長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲市參事會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得
前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

第二款 歳入出豫算及決算

第三百三十三條 市長ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ遅クトモ年度開始ノ一月前ニ市會ノ議決ヲ經ヘシ
市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
豫算ヲ市會ニ提出スルトキハ市長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提出スヘシ

町村制抄録

(明治四十四年四月七日) 改正 (大正一〇年) (法律六十九號)

第一章 總 則

第二款 町村住民及其權利義務

第六條 町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村住民トス

町村住民ハ本法ニ從ヒ町村ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ町村ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第三章 町 村 吏 員

第二款 職 務 限 限

第七十二條 町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表ス

町村長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

- 一 町村會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事
- 二 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事
- 三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事
- 四 證書及公文書類ヲ保管スル事
- 五 法令又ハ町村會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ヲ賦課徴收スル事
- 六 其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職權ニ屬スル事項

第七十九條 助役ハ町村長ノ事務ヲ補助ス

助役ハ町村長故障アルトキ之ヲ代理ス助役數人アルトキハ豫メ町村長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第八十條 收入役ハ町村ノ出納其ノ他ノ會計事務及第七十七條ノ事務ニ關スル國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス町村會ハ町村長ノ推薦ニ依リ收入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定ム但シ副收入役ヲ置キタル町村ハ此ノ限ニ在ラス

副收入役ハ收入役ノ事務ヲ補助シ收入役故障アルトキ之ヲ代理ス

町村長ハ收入役ノ事務ノ一部ヲ副收入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ町村ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ付テハ豫メ町村會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八十三條 第七十一條ノ吏員ハ町村長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第五章 町村ノ財務

第一節 財産營造物及町村税

第九十六條 町村ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ町村ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ町村ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ町村税及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得

第九十七條 町村税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一 國稅府縣稅ノ附加稅

二 特別稅

直接國稅又ハ直接府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第四百四十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國稅ノ附加稅タル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徴收スルモノトス

第九十八條 三月以上町村内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ廻リ町村税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第九十九條 町村内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖町村内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ

町村内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ町村内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業者ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル町村税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第一百條 納稅者ノ町村外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ町村外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業者ハ其ノ收入ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス

町村ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メサルモノニ對シ附加稅ヲ賦課スル場合及住所滞在町村ノ内外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シ町村税ヲ賦課スル場合ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百條 所得稅法第十八條ニ掲ケタル所得ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス(大正十年法律第五十九號ヲ以テ本項中改正)

神社寺院祠堂佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内並教會所設教所ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所設教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及使用者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス

前四項ノ外町村税ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令其ノ定ムル所ニ依ル

第一百二條 數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

町村ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ町村税ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ營造物ヨリ生スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ前項ノ場合ニ於テ其ノ一部ノ收入アルトキ亦同シ

數人又ハ町村ノ一部ヲ利スル財産ニ付テハ前三項ノ例ニ依ル

第一百三條 町村税及其ノ賦課徴收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第百四條 數人又ハ町村ノ一部ニ對シテ利益アル事件ニ關シテハ町村ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第百五條 夫役又ハ現品ハ直接町村稅ヲ準率ト爲シ直接町村稅ヲ賦課セサル町村ニ於テハ直接國稅ヲ準率ト爲シ之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ第百四十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得ス

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セス

第百六條 非常災害ノ爲必要アルトキハ町村ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ場合ニ於テ危險防止ノ爲必要アルトキハ町村長、警察員又ハ監督官廳ハ町村内ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得

第一項但書ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ府縣知事之ヲ決定ス決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第百七條 町村稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該吏員ハ日出ヨリ日没迄ノ間營業者ニ關シテハ仍共ノ營業時間内家宅

若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該吏員ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ

第百八條 町村長ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ越ユル場合ハ町村會ノ議決ヲ經ヘシ町村ハ特別ノ事情アル者ニ限り町村稅ヲ減免スルコトヲ得

第百九條 使用料手数料及特別稅ニ關スル事項ニ付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ(大正一五年法律第七五號ヲ以テ本項中改正)

詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ町村稅ヲ浦脫シタル者ニ付テハ町村條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ浦脫シタル金額ノ二倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

(同上) 前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料及町村稅ノ賦課徵收ニ關シテハ町村條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ(同上本項改正)

過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第百十條 町村稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵收令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得

前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ七日以内ニ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(大正一五年法律

第七五號本項中改正)第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第百十一條 町村税、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金銭ヲ納メサルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(同上)

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第百十二條 町村ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、町村ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限リ町村債ヲ起スコトヲ得町村債ヲ起スニ付町村會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

町村ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

第二款 歳入出豫算及決算

第百十三條 町村長ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ遲クトモ年度開始ノ一月前ニ町村會ノ議決ヲ經ヘシ

町村ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

豫算ヲ町村會ニ提出スルトキハ町村長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提出スヘシ

市制町村制施行令抄録

第四十三條 市町村税ヲ徵收セントスルトキハ市町村長ハ徵收令書ヲ納税人ニ交付スベシ

第四十四條 徵稅令書ヲ受ケタル納税人納期内ニ税金ヲ完納セサルトキハ市町村長ハ直ニ督促狀ヲ發スヘシ

第四十五條 督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ一日ニ付税金額ノ萬分ノ四以内ニ於テ市町村ノ定ムル割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ

税金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收スヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納

ニ付市町村長ニ於テ酌量スヘキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一、令書一通ノ税金額五圓未満ナルトキ

二、納期ヲ繰上ケ徵收ヲ爲ストキ

三、納稅者ノ住所及居所カ帝國内ニ在ラサル爲又ハ共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ命令又ハ督促ヲ爲シタル

トキ

督促狀ノ指定期限迄ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ハ之ヲ徵收セス

第四十六條 納税人左ノ場合ニ該當スルトキハ徵收令書ヲ交付シタル市町村税ニ限り納期前ト雖モ之ヲ徵收スルコトヲ得

一、國稅徵收法ニ依ル滯納處分ヲ受クルトキ

二、強制執行ヲ受クルトキ

三、破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四、競賣ノ開始アリタルトキ

五、法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

六、納税人脱税又ハ浦税ヲ謀ルノ所爲アリト認めタルトキ

第四十六條ノ二 相続人又ハ相続財團ハ相続人ニ對シ相続開始前ノ事實ニ付賦課セラルヘキ市町村税ヲ納ムル義務ヲ負フ但シ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相続ノ開始アリタルトキハ被相続人モ亦之ヲ納ムル義務ヲ負フ(昭和四年勅令第一八六號本條追加)

國籍喪失ニ因ル相続人又ハ限定承認ヲ爲シタル相続人ハ相続ニ因リテ得タル財産ヲ限度トシテ前項ノ義務ヲ負フ

第四十七條 相続開始ノ場合ニ於テハ市町村税、督促手数料、延滞金及滯納處分費ハ相続財團又ハ相続人ヨリ之ヲ徵收スヘシ但シ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相続ノ開始アリタルトキハ被相続人ヨリモ之ヲ徵收スルコトヲ得

國籍喪失ニ因ル相続人又ハ限定承認ヲ爲シタル相続人ハ相続ニ因リテ得タル財産ヲ限度トシテ市町村税、督促手数料、延滞金及滯納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

法人合併ノ場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ納付スヘキ市町村税、督促手数料、延滞處分費ハ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ヨリ之ヲ徵收スヘシ

第四十八條 共有物、共同事業、共同事業ニ因リ生シタル物件又ハ共同行為ニ係ル市町村税、督促手数料、延滞金及滯納處分

費ハ納税者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

第四十九條 同一年度ノ市町村税ニシテ既納ノ税金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スヘキ同一税目ノ税金ニ充ツルコトヲ得

第五十條 納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ納稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲メ納稅管理人ヲ定メ市町村長ニ申告スヘシ其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五十一條 徵收令書、督促狀及滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財團ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限り其ノ住所又ハ居所ニ送達ス

第五十二條 書類ノ送達ヲ受クヘキ者カ其ノ住所若ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ其ノ者ノ住所及居所カ帝國内ニ在ラサルトキ若ハ共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

第五十三條 市町村ハ内務大臣及大藏大臣ノ指定シタル市町村税ニ付テハ其ノ徵收ノ便宜ヲ有スル者ヲシテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得

前項ノ市町村税ノ徵收ニ付テハ第四十三條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ市町村税ヲ徵收セシムル場合ニ於テハ納税人ハ其ノ税金ヲ徵收義務者ニ拂込ムニ依リテ納稅ノ義務ヲ了ス

第五十五條 第五十三條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ徵收スヘキ市町村税ヲ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ市町村ニ拂込ムヘシ、其ノ期日迄ニ拂込マサルトキハ市町村長ハ相當ノ期限ヲ指定シ督促狀ヲ發スヘシ

市制町村制施行規則抄録

第三章 市町村ノ財務

第三十五條 歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度
- 二 定期ニ賦課スルコトヲ得ザルガ爲特ニ納期ヲ定メタル收入又ハ隨時ノ收入ニシテ徵稅令書、賦課令書又ハ納額告知書ヲ發スルモノハ令書又ハ告知書ヲ發シタル日ノ屬スル年度
- 三 隨時ノ收入ニシテ徵稅令書、賦課令書又ハ納額告知書ヲ發セザルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ市町村債、交付金、補助金、寄附金、請負金、償還金其ノ他之ニ類スル收入ニシテ其ノ收入ヲ豫算シタル年度ノ出納閉鎖前ニ領收シタルモノハ其ノ豫算ノ屬スル年度

第三十八條 市町村稅ハ徵稅令書ニ依リ夫役現品ハ賦課令書ニ依リ負擔金、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金及物件ノ賃貸料ノ類ハ納額告知書ニ依リ之ヲ徵收シ其ノ他ノ收入ハ納付書ニ依リ收入スベシ但シ市制町村制施行令第五十三條ノ規定ニ依リ徵收スル市町村稅及急迫ノ場合ニ賦課スル夫役並ニ納額告知書又ハ納付書ニ依リ難キモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

諸書式

第一號

公 告

左記書類ヲ送達セムトセシモ其ノ住所、居所共ニ不明ナル（受取ヲ拒ミタル）ニ付市制町村制施行令第五十二條ニ依リ公告ス

何年何月何日

何 市 役 所

記

（何 町 村 役 場）

何郡市町村大字何々番地

受取人 何

某

一 督促狀（何々）書通

但何年度第何期何稅目金何程督促手数料金何程何年何月何日限り何市（何町村）收入役ニ納付スヘキ分（何々）（變更納期限 月 日）

備考

- 一 徵收令書又ハ滞納成分ニ關スル書類（若抑ヨリ計算迄ノ書類ヲ含ム）ノ公示送達ハ本式ニ準スルコト
- 二 數人又ハ數通ノ書類ニ付公告スルトキハ其ノ要旨ヲ變セサル限りハ列記スルコト

第二號

納期日變更通知書

一金 何 程 何年度第何期分 何税(目)

但何年何月何日附第何號徵收令書ニ對スル分

右市制町村制第四十六條ニ依リ徵收ノ爲メ其ノ納期日ヲ何年何月何日ニ變更ス

何年何月何日

何市(町村)長 何

某印

何郡市町村大字何々番地

何 某 宛

第三號

交付要求書

交付要求書

何郡市町村大字何々番地

納税人 何

某

一金 何 程 何年度第何期分何税(納期限何年何月何日)

一金 何 程 督促手数料(滞納處分費、延滞金)

前記金額同人ニ對スル何々金(財産管理代命等)ノ内ヨリ交付相成度國稅徵收法施行規則第二十九條ニ依リ要求候也

何年何月何日

何市(何町村)長 何

某印

何郡(市町村)長、區裁判所、執達吏、強制管理人、清算人、破産管財人

第四號

納税通知書

何都市町村大字何々番地

滞納者 何合名(何々)會社

一金 何 程

何年度何期分何税(目)

一金 拾 錢

督促手數料

右市税(町村税)滞納ニ因リ會社財産處分ノ結果仍前記金額徴收不足ヲ生シタルニ付(會社ニ就キ調査セシニ無財産ニ付前記金額)何月何日限何市(町村)へ納付セラルヘシ

何年何月何日

何市(町村)長 何

某印

何都市町村大字何々番地

何合名(何々)會社

無限責任社員何某宛

第五號

抵當權(質權)設定財産差押通知書

何都市町村大字何々番地

滞納者 何

某

一金 何 程

徴收金額

内

金 何 程

何年度何期分何税(目)

金 拾 錢

督促手數料

金 何 程

延滞金(滞納處分費)

前記金額徴收ノ爲メ左記財産ヲ差押候條(差押フルニ付國稅徴收法第十三條ニ依リ何年何月何日迄ニ該物件ヲ本官ニ引渡サルヘシ)之ニ對シ先取權ヲ行使セントスルトキハ來ル何月何日迄ニ公正證書及計算書類ヲ添ヘ其ノ事實ヲ證明セラルヘシ

右國稅徴收法施行規則第十二條第一項ニ依リ通知ス

追テ差押物件ハ來ル何月何日午前(後)何時何所ニ於テ入札ノ方法(何々)ニ依リ賣却ス(ノ見込)

何年何月何日

何市(町村)長 何

某印

何都市町村大字何々番地

抵當權(質權)者何某宛

何都市町村大字何字何々番

一 田 何反何畝何歩

一 何々 何程

以 上

備考

一 市税（町村税）ニ對シ先取權ヲ有セサル權利者ニ通知スルトキハ本文中差押候條以下「來ル何月十日迄ニ計算書類ヲ提出セラルヘシ」ト記載スルコト

第六號

假差押（假處分）財産差押通知書

左記財産世所（専職）ニ於テ假差押（假處分）中ノ趣ニ候處何年度第何期分何税（目）滞納ノ爲メ差押フルニ付國稅徵收法施行規則第十三條ニ依リ通知候也

何年何月何日

市（町村）長 何

某印

何區裁判所（執達吏、強制管理人）宛

何縣市町村大字何字何々番

何郡市町村大字何々番地

一 田 何反何畝何歩

納 者 何

某

一 何々 何 程

以 上

第七號

相續ニ因ル土地所有權移轉代位登記囑託書

一 物件ノ表示

何市郡何町村大字何々字何々何番地

一 田畠反歩

一 登記ノ原因及其日附 昭和何年何月何日家督相續

一 登記ノ目的 相續ニ因ル土地所有權移轉登記

一 代位ノ原因 市（町村）稅滞納處分ニ因ル差押登記囑託ノ爲

一 登記名義人ノ表示

何市郡何町村大字何々字何々何番地

舊所有者 何

某

右 全 所

新所有者 何

某

一 附 屬 書類 戶籍抄本 壹通

右登記相成度不動産登記法第二十八條ノ二ニ依リ囑託候也

昭和何年何月何日

何市町村長 氏

名 印

何區裁判所（出張所）御中

備考

建物附加電話加入權續業權其他登記登録ヲ要スルモノ凡テ本號書式ニ準ス

第八號

代位ニ因ル土地分割登記囑託書

分割前ノ土地表示

(一) 何市郡何町村大字何々字何々何番地
 (二) 宅地 百坪

現在ノ土地表示

何市郡何町村大字何々字何々何番地ノ壹
 一、宅地七拾坪

右 全所全番地ノ貳
 一、宅地參拾坪

一 登記ノ原因及其日附 昭和何年何月何日 前掲朱書ノ土地ヲ墨書ノ通リ分割
 一 登記ノ目的 土地分割登記
 一 代位原因 市(町村)税滞納處分ニ因ル差押登記囑託ノ爲
 一 登記名義人 何市郡何町村何々何番地

一 附屬書類 土地臺帳抄本 壹通
 右登記相成度國稅徵收法第二十三條ノ三ニ依リ 囑託候也
 何年何月何日 何市町村長 氏 某 名印
 何々區裁判所(何々出張所) 御 中

第九號

代位ニ因ル土地表示變更登記囑託書

變更前ノ土地表示

何市郡何町村大字何々字何々何番地
 一、宅地 百坪

現在ノ土地表示

何市郡何町村大字何々字何々何番地
 一、宅地 百拾坪(又ハ九十五坪)

一 登記ノ原因及其日附 何年何月何日丈量増(又ハ減)
 一 登記ノ目的 土地表示變更登記
 一 代位原因 市(町村)税滞納處分ニ因ル差押登記囑託ノ爲
 一 登記名義人ノ表示 何市郡何町村何々何番地

一 附屬書類 土地臺帳謄本一通
 右登記相成度不動産登記法第二十八條ノ二ニ依リ囑託候也
 昭和何年何月何日 何市町村長 氏 某 名印
 何區裁判所(何々出張所) 御 中

備考

- 一、地目變換、地類變換、地番ノ變更等ノ登記囑託書モ本號ニ準ズルコト
- 二、物件上ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アル場合當該物件ノ分合區分反別坪數ノ減少又ハ地目ノ變更ヲ登記スル場合ニ於テハ不動産登記法第八十一條ノ規定ニ因リ權利者ノ承諾書又ハ之ニ代ルヘキ裁判ノ謄本ヲ添付スヘキモノトス

第十號

代位ニ因ル土地登記名義人ノ表示變更登記囑託書

- 一 物件ノ表示
 - 何市郡何町村大字何々字何何々番地
 - 一、田貳反五畝歩
- 一 登記ノ原因及其日附 昭和何年何月何日改名(姓)
- 一 登記ノ目的 代位ニ因ル土地名義人表示變更登記
- 一 代位ノ原因 市(町村)稅滯納處分ニ因ル差押登記囑託ノ爲
- 一 登記名義人ノ表示

何市郡何町村大字何々何番地

舊表示 田代 五郎

右 全所 全番地

新表示 田代 代造

一 附屬書類 戶籍抄本普通

右登記相成度不動産登記法第二十八條ノ二ニ依リ囑託候也

昭和何年何月何日

何市町村長 氏

名印

何々區裁判所(何々出張所)御中

第十一號

差押(抹消、何々)登記囑託書

- 一 物件ノ表示
 - 何縣郡市町村大字何字何々番
 - 一 田何反何畝歩
 - 何縣郡市町村大字何字何々番(地目、坪數)地上
 - 一 何造何葺平屋(二階建)居室(何々)壹棟
 - 此ノ建坪 何坪

何縣郡市町村大字何字何々番

一 田何反何畝歩ニ對シ何年何月何日設定ニ係ル地上權(永小作權)但一箇年地代(小作料)何程權利ノ存續期間自何年何月何日至何年何月何日何箇年(分割、合併ノ例ハ略ス)

一 登記ノ原因 何年度何期分何稅滯納ニ付何年何月何日差押(何年何月何日滯納稅金納付済ニ因ル差押ノ解除)(何々)

一 登記ノ目的 差押(抹消、何々)登記

一 所有者ノ住所氏名 何縣郡市町村大字何々番地

何 某

右登記相成度國稅徵收法第二十三條ノ三(第二十三條ノ二)ニ依リ差押調書(何々)相添ヘ囑託候也

何年何月何日

何市(町村)長 氏

名印

何區裁判所(出張所)宛

備考

一 船舶差押ノ場合ハ船舶登記規則第十六條各項及船籍港ヲ記載スルコト

二 滯納者ト差押物件所有者ト異ナル場合ハ登記原因ニ其ノ事由ヲ記載スルコト

三 建物カ未登記ナルトキハ其ノ圖面(用紙美濃紙)ヲ添付スルコト

四 物件多數ナルトキハ別紙ニ記載シ物件ノ表示トアル下ニ別紙ノ通一ト記載スルコト

五 債權及所有權以外ノ財産權ノ登録ニ付テモ本式ニ準スルコト

第十二號

通知書

何郡市町村大字何々番地何某ノ滯納ニ係ル何年度何期何稅(目)金何程督促手数料、延滞金及滯納處分費何程徵收ノ爲メ何年何月何日左記財産差押候條何年何月何日以後同人ニ對シ仕拂ハルヘキ右財産ヨリ生スル賃借料(何々)金何程(何々)トシテ引渡スヘキ何程)ハ何年何月何日迄ニ(仕拂時期ニ於テ其ノ時々)本職ニ仕拂ハルヘシ(引渡サルヘシ)

此ノ通知ヲ受ケタル後滯納者ニ對シ仕拂(引渡)ヲ爲スモ其ノ仕拂(引渡)ハ無効タルヘシ

何年何月何日

何市(町村)長 氏

名印

何郡市町村大字何々番地

何 某 宛

何郡市町村大字何々番

一 田 何反何畝歩

何郡市町村大字何々番(地目、坪數)地上

一 何造何葺平屋(一階建)居室(何々)壹棟

此建坪 何坪

一 何々 何程

以上

第十三號

何年何月何日差押印

市(町村)税滞納處分差押物件

市町
村印

此ノ封標ヲ毀損シタルモノハ刑法第九十
六條ニ依リ處罰セラルヘシ

第十四號

何年何月何日決裁

市(町村)長助役 (課長) 係員 主任(二人以上ノ評議ニ附シタルトキハ連印)

見積 價格書

何郡市町村大字何々番地

滞納者 何

某

何郡市町村大字何字何々番

一 田何反何畝歩 此ノ地價金何程

此ノ見積價格金何程 但シ土地ノ現況何々ニ付反當金何程

一 何々 何價

此ノ見積價格金何程 但シ何々ニ付一個當金何程

合計金何程

備考

- 一 見積價格カ普通ノ價格ニ比シ著シク差違アルモノニ付テハ其ノ事由ヲ詳記シ關係書類アルモノハ之ヲ添付スルコト
- 二 價格ノ見積ハ成ルヘク二人以上ノ評議ニ附スルコト但シ價格僅少其ノ他ノ事由ニ依リ市町村長ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニアラス
- 三 物件ノ數多キトキハ適宜表式ト爲スモ妨ケナキコト

- 四 物件ノ一部ヲ賣却シタルトキハ當該物件ノ上部ニ「何月何日賣却済」ト朱記スルコト
- 五 見積價格ヲ變更スル必要アルトキハ事由ヲ詳記シテ更ニ決議スルコト其ノ一部ヲ變更スル場合ハ變更スヘキ部分ニ付更ニ決議スルコト

第十五號

公 賣 公 告

左記添押財産入札(競買ノ方法)ヲ以テ公賣執行ス望ノ者ハ當市役所(町村役場)ニ就キ入札(競買)人心得書並物件點覽ノ上定期迄ニ入札書ヲ提出サラルヘシ(競買ノ申込ヲ爲スヘシ)

- 一 入札(競買)ハ何月何日午前(後)何時何所ニ於テ之ヲ爲ス但シ開札ハ(何時)トス
- 一 入札(競買)加入保證金(及契約保證金)ハ買受人各自入札(落札)價格「見積價格(競落價格)」ノ何程以上トス
- 一 落札(競落)代金ハ何年何月何日限り(即時)納付ノコト但シ物件引渡ハ代金完納ト同時トス

右公告ス

何年何月何日 何 町市 村 役 場 所

第何號 記

何郡市町村大字何々番地

一 田 何反何畝歩

漏納者 何

某

此ノ地價金何程

第何號

一 何々 何個

一 何々 何個

以上ノ物件ハ「漏納者保管中」又ハ何々)

- 一 公賣物件多數ニ渉ル場合ニ於テ適宜之ヲ數組ニ別チテ賣却セムトスルトキハ其ノ一組毎ニ番號ヲ附スルコト
- 二 保險附、天然果實ノ附帶セルモノ其ノ他價格見積上必要ナル事項ハ之ヲ附記スルコト地上權其ノ他負擔附ノモノニ付テモ亦同シ

第十六號

入 札 人 心 得 書

一 入札人ハ左記書式ノ入札書ヲ作り定時限迄ニ封書トシテ公賣執行ノ場所ニ差出スヘシ

入 札 書

第何號

漏納者 何

某分

何郡市町村大字何々番

一 田 何反何畝歩

此ノ入札金何程

第何號

一 何々 何個

此ノ入札金何程

合計金何程

何年何月何日

何郡市町村大字何々番地

何

某

印

- 二 入札書ハ墨又ハインキヲ以テ字體ヲ鮮明ニ書シ一、二、三、十、廿、卅ノ數字ハ渾テ壹、貳、參、拾、貳拾參拾ノ字體ヲ用ヒ改竄塗抹スヘカラス若シ誤記脱字アリテ訂正シタルトキハ其ノ箇所ニ認印スヘシ
- 三 加入保證金ヲ入札前ニ納付セス若ハ其ノ金額カ指定額ニ達セサルトキハ其ノ入札ハ無効トス
- 四 加入保證金ハ落札者ニ對シテハ賣買契約ヲ締結シタルトキ又ハ契約保證金ヲ徵スヘキ場合ハ之カ納付了シタルトキ其ノ他ノ者ニ對シテハ落札人確定ノトキ之ヲ還付ス
- 五 契約保證金ハ公賣代金完納ノトキ之ヲ還付ス
- 六 落札人契約ヲ締結セサルトキ又ハ代金ヲ納付期日迄ニ完納セサルトキハ該入札ヲ無効トシ其ノ保證金アルモノハ之ヲ還付セス
- 七 落札ハ入札價格ノ最高者ヲ以テ之ヲ定ム若シ同價格ノ入札者二名アルトキハ同價ノ入札者ヲシテ追加入札ヲ爲サシメ追加入札ノ價格仍同シキトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム
- 八 開札前滞納者若ハ第三者ヨリ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ取消スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ入札者ハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十七號

競買人心得書

- 一 競賣ハ其ノ要件ヲ告知シ各競賣物ニ就キ競買ノ申込ヲ促スニ始マリ最高價競買ノ申込人ニ對シ競落ヲ告クルニ終ル
- 二 競落ノ告知ハ最高價競買ノ申込ヲ三回呼上ケタル後之ヲ爲ス同一ノ最高價買申込人二名以上ナルトキハ初最ノ申込人ヲ以テ競落者トシ申込同時ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但シ競落價格カ當市(町村)ノ見積價格ニ達セサルトキハ總テ競買ノ申込ヲ無効トシ賣却ヲ止ム
- 競落人競買ヲ肯セサルトキ又ハ納付期日迄ニ代金ヲ完納セサルトキハ該競落ハ無効トス
- 時宜ニ依リ公賣物件ノ賣却ヲ止ムルコトアルモ之ニ對シ競買人ハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十八號

賣却決定通知書

左記財産市税(町村税)滞納處分ニ依リ賣却決定候條該代金何年何月何日限り當市(町村)收入役ニ納付セラルヘシ

何年何月何日 市(町村)長 氏 名 印

何郡市町村大字何々番地 何 某 宛

何郡市町村大字何々番地 何郡市町村大字何々番地 所有者 何 某

一 田 何 何 畝 步 此代金 何 程

一 何 々 何 何 個 此代金 何 程

合計金 何 程

所有權移轉登記囑託書

一 物件ノ表示
何縣郡市町村大字何字何々番

一 田 何反何畝歩

一 登記ノ原因及其ノ日附
市(町村)稅滯納處分ニ因リ何年何月何日賣却決定

一 登記ノ目的
所有權移轉ノ登記

一 所有者ノ住所氏名
何縣郡市町村大字何々番地

一 買受人ノ住所氏名
何 某

一 價格 金 何 程

一 登錄稅 金 何 程

右登記相成度別紙賣却決定通知書(何々)相添へ囑託候也

何年何月何日 市(町村)長 氏 名 印

何區裁判所(何出張所宛)

備考

一 建物、船舶又ハ債權及所有權以外ノ財産權ヲ賣却シタル場合ノ登記又ハ登錄ノ囑託モ本式ニ準スルコト

第二十號

二 物件多キトキハ別紙ニ記載シ物件ノ表示トアル下ニ別紙ノ通一ト記載スルコト

三 登記囑託書ノ副本ヲ以テ登記原因ヲ證スル書面(賣却決定通知書)ニ代フルモ妨ケナシ此ノ場合ハ一登記原因ヲ證スル書面ナキニ由リ副本添付ス一ト附記スルコト

何市(町村) 供託者 收入役 何 某

一金 何 程

供託ノ原因タル事實 市(町村)稅滯納處分ニ因ル剩余金受取人住居所不明(受取人ヲ拒ムニ依リ)還付(交付)不能ニヨル

供託スヘキ法令ノ條項 國稅徵收法第三十條

供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定 何市郡何町村大字何々何番地

官公署ノ名稱及件名 何市(町村)市(町村)稅滯納處分事件

右供託ス 昭和何年何月何日 何市(町)收入役 何 某 印

備考

一 供託書ハ二通作成提出ノコト

第二十一號

供託通知書

一金 何 程

右ハ市(町村)税滞納處分ニ因ル還付(交付)金受取り方請求ナキニ依リ何供託局(何々出張所)へ供託致シ候條御受領相成度此段及通知候也

昭和何年何月何日

何市(町村)收入役

氏

名 印

何市郡何町村大字何々何番地

何 某 殿

六、労働組合組織の概要

10

五、労働組合の意義

10

四、労働組合の目的

10

納税組合組織のすゝめ

10

三、労働組合の組織

10

二、労働組合の本質

10

目次

目次

一、納税義務の本義……………一

二、納税義務の履行……………二

三、納税組合の組織……………三

四、納税組合の利益……………四

五、納税組合の趨勢……………一〇

六、納税組合組織の綱要……………一〇

納税組合組織のすゝめ

納税組合の組織をお勧め致します前に納税と云ふことは何故に重大なるものであるか、又何故に納期限を尊重せねばならぬかと云ふことを極めて簡単に申述べ次に納税組合を組織することが如何に必要であるかを述べたいと思ひます。

一、納税義務の本義

凡そ人類が相集りて、國家及自治團體を組織し共同生活を營むには、其の存立上經費を必要とする事は申すまでもない所であります。故に國家及自治團體が存立して其の進歩發達を圖り社會生活の安寧秩序を維持し、又國利民福を計る爲め、必要なる經費を各個人が經濟能力に應じて、提供せねばならぬと云ふことは誠に理の當然であります。之れ則ち、我帝國憲法に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス」と規定せらるゝ所でありまして兵役に服するの義務と相並んで國民として最も重大なる義務であることを明かにして居るの

であります。

又吾人が日常生活に於ける安寧幸福は國家及自治團體から受くることの恩澤なるが故に納税は道義的觀念に於て恰も報恩の關係にあるのであります。されば國家及自治團體をして愈々發達せしむるには單に消極的に法律上の義務を盡すといふに止まらず、進んで相當の納税を辭せざるの覺悟が肝要であります。

二、納税義務の履行

既に述べたるが如く國家及自治團體が完全なる進歩發達を圖り國利民福の増進を期せんとするには國家及自治團體の財政的方面に重大なる關係を有するのであります。即ち諸事業の遂行に要する經費は大部分納税義務の履行に依つて初めて決せらるゝのであります。

而して納税義務履行の時期に就ては歳出の關係等を顧慮し總て法令に依つて定められて居るのであります。故に若し此の期限を忽諸にするときは國家及自治團體は諸般の計畫、事業の遂行上に支障を來すのでありまして又徵税上無

用の經費を要し場合によつては豫定外の借入金等をなす等冗費を増加する結果を招くに至るのであります。故に納税義務の履行は必ず納期限内に之をなさねばなりません。

三、納税組合

納税の義務を尊重し納期限を嚴守することは最も大切な事柄であります。吾人の日常生活は極めて複雑多岐であります。故に不知不識の間に納期を遺忘し或は病氣其他旅行不在等の場合がありまして意の如く納税を了すること能はざる場合があるのであります。然しながら是等事情の如何を問はず國家及自治團體は滞納者としての取扱ひをなすのであります。故に隣保共助の精神を以て納税組合を組織することが最も必要であると思ひます。

納税組合は多數相集つて納税を完うしようとする。つまり納税義務を尊重する觀念の結晶したものであります。決して其の組合員各自が權利の伸張や利益の増加を計ることを目的とし、納税義務を協同して履行することを眼目としたもので洵に其の精神の美しい點に於て他に多くの類例を見ない最も推

奨すべき團體であります。

この納税組合が廣く普及し發達することは納税道德の向上を語るもので更に又國民の奉公的至誠の高潮を語り得るものでありまして、誠に我郷黨の榮譽であるばかりでなく國家の爲め大いに慶すべき事であります。

四、納税組合の利益

納税組合は前にも述べたる如く納税義務を完全に履行せんとする奉公的組合でありまして、利益を目的として成立したものではありませんのであります。併しながら此の組合にも其の成立の曉には次に述ぶるが如き種々なる利益を伴ふのであります。

納税上の手數と時間を省くこと 國税と地方税とを通して見れば殆んど毎月の如く税期が到來します、其の都度市町村役場又は郵便局に出頭して納税を爲すことは非常に時間と手數を要します、これは畢竟租税に伴ふ無形の負擔と見ねばなりません、今納税組合を設けてその組合から納めることになれば、是等の手數と時間を生産的方面に利用することを得、其れに因て得る處の利益は必

ず地方の富力を増進する一助となることは明かであると思ひます。

滞納の虞れなきこと 滞納者を以て遇せらるゝことは國民として大なる耻辱であります、然るに従來滞納者の實情を見ますに、中には税金の調達に窮したのもあります、多くは單に納期を失念し不知不識の間に滞納となるものでもありますから、此後納税組合を設けて總代からそれ／＼期限内に納税することになれば自然此の如き行違ひがなくなる譯であります。

經濟上の苦痛を軽減すること 納税義務を全うし愆りないことを期するのは國民として其の本分を盡した譯で、その人に取つては此の上もない愉快であります。而しながら一方に於て税金を納期限内に調達すると云ふことは場合に依つては各自相應の苦痛を免かれぬ所と思ひます、この納税組合はこの經濟上の苦痛を大いに緩和する方便ともなるのであります、納税組合にも種々の方法がありますが、先づ各人の納税額を豫定して毎日又は數回に分割して積立てるのを普通と致します、斯様に數回に亘つて積立てまして一定の納期に對する納税準備に充てゝ置きますと、納税の爲めに苦痛を感ずることなく容易に納税義務を果すことが出來ます。兎に角物事は工面工夫が肝要で工夫が宜ければ

重いものも軽く運ぶことが出来ると同様であります。

確實なる利殖を圖る事が出来る 納税組合の方法如何に依ることではあります。納税資金を數回に亘つて積み立て置くことに致しますれば、之れを納税に充つる迄の間、確實なる銀行に預け入るゝとか、又他に運用の途を講ずるとか致しまして、確實なる利殖を圖ることが出来ます。これも組合組織による利益として、擧げるに足るものでせう。尙又一時に多額の金を支出する經濟上の苦痛を免かれると云ふ點も伴ふものである事を忘れてはならぬのであります。

貯蓄心の養成となる 貯蓄は多少の不便を忍んでも一定の方法に依つて定期日にこれを實行する必要があるが、今納税組合によつて、毎月相當の金額を組合に納むることゝすれば、之れが納税上の便益となるのみならず、不知不識その習慣を養成して貯蓄心を養ふに至るものであります。初めは全く税金のみの目的を以て貯蓄したものが、漸次税金以外に多額の貯蓄をなすに至つて一種の貯蓄機關の形をなすようになつたものも決して尠くないのであります。

公共心の涵養となる 世の中が發達して漸次複雑となるに従つて、益々公共的行爲の必要となることは多言を要しませんが、近來の如く社會人心の動搖、思想惡化の時期に於ては特にその必要を感せしむるのであります。今組合を設け隣保相互に納税に關し種々の方法を講ずると云ふことは、自然一市一町村又は一部落の同心を養成し、單に納税のみに限らず、總て其の地方の團體的仕事に圓滿に實行せらるゝに至りまして、地方自治團體を愈々進歩發達せしむる原因となるものであります。

其他種々なる利益 其の外に市町村に依つては表彰規程や獎勵規程を設けてある向があります。この納税組合によつて税金を完納致しますれば、表彰せられたり、獎勵金を交付せられたり、組合として又納税者として、誠に名譽と利益を受くること甚だ多いのであります。一々その利益と便利の點を申します。其の外澤山あるのであります。

以上は納税者の側より見たる利益であります。官公署より見たる利益も亦少くないのであります。爰に其の重なるものを擧げて見ます。

徴收事務の簡便となること 納税組合の組織があれば、第一に納税切符を一々多數の納税者に送達するの煩がなくなり、一括して組合長に交付すれば、宜しいことになります。使丁や小使の手を省くことは莫大のものであります。

第二には組合長が取纏め納付するのでありますから、収入役が一人毎に金額を計算して一々領收證を交付する手数を省き三十人なり五十人なりの分を一口に取扱ふこととなりまして、非常に簡便となり徴收事務の手数を減ずることが多いのであります。

納税督勵の手数を省略し得ること 納税督勵と云ふことは規則に依る方法ではないが、現今の有様では己を得ざる手段としてこれを行ふのでありまして、此の手数は頗る繁雜で且つ經費を要するのであります。又納税者としても税金の催促を受け督勵を受くると云ふことは誠に不名譽であり恥辱であるばかりでなく信用にも關係することでありまして、納税組合を設け夫等無用の手数と經費を省くことは國家及國民の共に利益とすることとなりまして。

財政上運用を圓滑ならしむること 納税組合の活動の結果納期限内に税金を完納することゝなれば、豫期の時期に豫期の収入を得らるゝと云ふことになりまして、國家と言はず、地方團體と云はず一時借入などのことも無用になり、政治上多大の利益を得ることとなるのであります。

納税處分の手数を省くこと 滯納處分を受けると云ふことは納税者として最も苦痛であり不名譽であり又恥辱であることは勿論であります。處分官公署の手数は又特別複雑なものでありまして、これに對する經費と人員を要するのでありますから、國民としては斯の如き法律の適用を受けぬ様に心掛けねばなりません。

官公署の經費が節減すること 徴收事務に要する經費と人員は納税成績が悪ければ悪い丈けその費用を膨脹する譯であります。前に申述べました通り徴收事務が簡便になり納税督勵の手数が省け、又滯納處分事件もなくなり結局納税成績が良ければ夫れに伴ふ經費の節減せらるゝことは莫大なものであります。是等は全く餘分の經費で一般納税者の負擔に歸するのでありますから官公署の利益のみならず、納税者の利益とあるのであります。

納税組合の設置は以上述べました通り幾多の方面に向つて好影響を及ぼすものであります。獨り一個人の利益や納税上の苦痛を緩和することや、納税成績がよくなることばかりでなく所謂公共的事業でありますから、本制度の趣旨、目的を克く得解自覺し速に納税組合の成立をお勧め致します。と同時に廣く普及發達せしむることを切に希望する次第であります。

五、納税組合の趨勢

近時社會經濟が大いに發達しまして、諸般の事業は愈々複雑となり従つて集會的力に倚るにあらざれば大なる目的を完成することが出来ないと思ふことを悟り各種の組合が愈々勃興しつゝあるのであります。又納税組合に於ても今や漸次各方面に其の必要を高唱して、之れが普及を圖りつゝある趨勢を呈して居りますのは洵に喜ばしい現象であります。而しながら未だ尙その設立充分でなく他の組合に比し甚だ遜色あることは最も遺憾とする所であります。宜しく有識階級者の御奮勵と納税者の自覺と又この組合の効益を感受せられた方々の宣傳とによつて一日も早く長足の發達をなし普く之れを設くることが最も肝要であると思ひます。

六、納税組合組織の綱要

納税組合は隣保相親むの精神を基礎として協同して國民至大の納税義務を完うしようと云ふ奉公的至誠が結晶して成立するものでありますから言ふま

でもなく精神的に活動するものを歓迎するのであります。

組合の組織上第一に定めねばならぬのは區域の問題であります。之れは成るべく小區域に定むる方が便利のようである。この區域が廣過ぎるときは取扱事務に繁雜を招き易く役員の周到なる努力が及び兼ねると云ふ嫌を免かれないと思われまふ故に舊來の沿革や慣習などによつて小區域を不利とする場合は別として大體一部落とか一町内一字一團體と云ふ様な地域を一團として組織し所謂昔の五人組の制度に倣つてそこ二三十戸を出でない範圍が適當のようと思ふのであります。以上は主として地域のことですが右の外に同業者相倚つて納税組合を組織するのも至極便利で結構な事と思ひます。次に組合の組織は可成複雑な制を避け嚴正に勵行し得るものを貴ふので一組合に組合長を一名を置くもの又は世話掛を置き別に之を統一すべき組合長を設くるものなどがありますが要するに地方の實況に應じまして適當なる方法を探り實效を擧ぐると云ふことが肝要であります。

今少しく組合の組織に就いて各地に行はれて居るものを御參考に供したいと思います。

組合の地域範圍

- 1 官公衙學校、銀行、工場其他多數納稅者の集合する團體の所屬員を一團として組織したるもの、此の組合は納稅資金の取纏に甚だ便利であります。
- 2 問屋業、漁業家、料理屋業、旅人宿、質屋業其他此の種の同業者が一團となつて組織したるもの、此の組合は組合事務所が直ちに利用出來ますから設立に甚だ便利であります。
- 3 一町内、一字と云ふ様な地域を一團として組織したるもの、此の組合は最も廣く行はれて居るもので又最も便利な方法であります。

組合の役員

- 組合の組織や組合が抱擁して居る納稅者數の多寡等に依つて自ら役員數などにも相違がありますが、組合長、副組合長を各一名それに幹事とか顧問とか云ふ様な多數の役員を置いて居る組合もあります。が先づ最も廣く行はれて居る所の役員の模様を挙げれば次の様であります。
- 1 官公衙、學校、銀行、會社等の團體では其の幹部の方を組合長として會計主席を幹事として事務に當らしめて居る様であります。

- 2、組合員が其の組合の内より選舉するもの。
- 3、町、大字の如きものを一組合とするものは町にあつては町總代又は衛生組長等が組合長となるのを普通として居ります。

組合の事務

- 1、役員に於て納期前各納稅者に對し注意を爲すに止まるもの。
- 2、組合長又は他の委員が各納稅人より納稅額を取纏めて納付するもの而して組合長又は委員等が各納稅人より受取る手續は凡そ左記の方法を採つて居る様であります。
 - イ、假領收書を交付するもの
 - ロ、通帳を交付して置いて之に領收の旨を記入して置くもの
 - ハ、領收證も通帳も用ひざるもの
- 3、納期限迄に完納せぬ者がある場合は左記の方法に依つて居ります。
 - イ、組合長が代納して置くもの
 - ロ、納稅準備金中から一時代納して置いて日歩何程かの割合を以て過怠金を徵收し尙一定の期間を過ぎたる者に對しては其の所有財産を提

- 供させて之を適宜に處分して代金に充當するもの
- ハ、組合員の決議に依つて代納し一定の期間内に返濟せしむるもの
- ニ、組合が代納して置いて後日利息等を附して返濟せしむるもの

貯金組合

此の貯金組合は納税に伴ふ經濟上に苦痛を輕減し更に利殖をも圖り得る最も有益な組合であります。そこで官公衙、學校、銀行、會社、工場等の團體に設けてある組合は大概此の方法を採用して居る様であります。

1. 貯金額の決定
 - イ、各組合員の負擔すべき納税豫定額を月又は日週に割り當て貯金するもの
 - ロ、各自の負擔すべき納税額より幾分多く貯金して置き其の剩餘金は之を歳末の入費の補足として年末の決算期に還付するもの
2. 貯金の時期
 - イ、官公衙、學校、銀行、會社等の役員を以つて組織した組合では普通給料支拂日の時に貯金して居ります。

- ロ、毎月、毎週又は毎日貯金するもの
- ハ、月に何回か日を定めて貯金するもの

3. 貯金取纏の方法

- イ、幹事世話役に於て取纏むるもの
- ロ、集金係を設けて取纏むるもの
- ハ、組合員順番にて取纏め世話係、幹事に送付するもの
- ニ、組合人の氏名及貯金額を記載した紙を板に貼り付け之に財布を添へ各組合員順送りとして最後に世話人に於て取纏めるもの
- ホ、日掛箱と稱する鍵付箱を作つて此の箱に組合員數に應し一區劃毎に組合員の氏名及其の日掛高を記載して其の傍に小孔を穿ち其の箱を順次組合員に回送して最後に世話人に於て取纏めるもの
4. 貯金の滞りたる場合に處する方法を豫め規定して居るもの
 - イ、不時の災害に原因する時は相當期間の猶豫を與へるもの
 - ロ、組合に於て適當の職業を斡旋して其の貸金で補填せしめるもの
5. 貯金の保管方法

- イ、一纏めにして郵便貯金又は銀行預金とし組合員の貯金額は別に受拂簿を備へて整理するもの
 - ロ、郵便貯金、銀行預金として各人名義の通帳を作つて置くもの
 - 6、貯金を拂戻す場合又は其の計算方法
 - イ、組合員たる資格を失ひたるとき
 - ロ、年末に於て決算し残額全部の拂戻をなすもの
 - ハ、利子及交付金は各自の一ケ年分貯金高に按分して配當するもの
- 組合費用の抽出方法
- 1、市町村税負擔の等級等に依つて負擔するもの
 - 2、納税貯金の利子及交付金等をもつて之に充てるもの
 - 3、納税額等に依つて負擔するもの

組合員に對する制裁

滞納者となることは良心の麻痺して居らぬ限り自ら充分恥を感ずることでありませうし別に制裁等を設けて迄も恥の上塗をさせなくてもよからうと思ひます而し乍ら故意に納税を怠り國民至大の義務を盡さぬと云ふ様な者

に對しては多少の制裁を加へる位は必ずしも不可でなからうかと思ふのであります。

參考

納税組合同約及納税獎勵規程準則

「何」納税組合同約

- 第一條 本組合ハ組合員各自ノ納税義務ヲ納期限内ニ完了スルヲ目的トス
- 第二條 本組合ハ「何村何大字」「何部落」「何々」内ノ納税者ヲ以テ組織ス
納税管理人ハ納税者ト看做ス
- 第三條 前條ノ納税者ハ本組合ニ加入スルノ義務アルモノトス
- 第四條 本組合ハ「何」納税組合ト稱シ事務所ヲ組合長ノ宅ニ置ク
- 第五條 本組合ニ組合長一人幹事「何」人ヲ置キ組合長ハ組合員之ヲ選舉シ幹事ハ組合長之ヲ指名ス
組合長ノ任期及幹事ノ任期ハ共ニ三年トス但事故ノ爲メ中途退職シタル場合ニ於ケル後任者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

組合長ハ組合事務ヲ總轄シ幹事ハ組合長ノ命ヲ承ケ組合ノ事務ヲ處理ス

第六條 組合員ノ納税告知書、納税傳令書及徵税令書等ハ本組合へ配付ヲ受ケ組合ヨリ各納税者ニ配付ス

第七條 組合員ノ納税ハ組合ニ於テ取纏メ指定期限迄ニ納付ヲ了シ領收證ハ本人ニ交付スルモノトス

第八條 組合員ハ指定期限前一日迄ニ納税令書ト共ニ幹事ニ税金ヲ差出スヘシ

第九條 幹事ハ組合員中納期ヲ失スルモノナキ様指定期限前適當ノ方法ヲ以テ注意ヲ爲スヘシ

第十條 組合長及幹事ハ常時納税者ノ狀況ニ注意シ納税者ノ異動及納期内ニ納税ヲ全ウスル見込ナキモノ其ノ他參考トナルヘキ事項ハ遲滞ナク「町」長ニ通報スヘシ

第十一條 組合員中旅行不在其ノ他已ムヲ得サル事情ノ爲メ一時納税不可能ナルモノアルトキハ組合ニ於テ代納シ置クモノトス

第十二條 組合費用ハ「町」ヨリノ補助金及納税賞與金ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 組合員中規約ニ違背シ又ハ組合ノ目的ニ反スル行爲アルトキハ組合員ノ協議ニ依リ相當處分ヲナスヘシ

附 則

本規約ハ何年何月何日ヨリ之ヲ實施ス

本規約ハ組合員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ之カ改正ヲナサス

「何」納税貯金組規約

第一條 本組合ハ貯蓄ノ方法ニヨリ納税義務ノ履行ヲ容易ナラシムルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ「何」所職員中「何々」ノ納税者ヲ以テ組織ス

第三條 前條ノ納税者ハ本組合ニ加入スルノ義務アルモノトス

第四條 本組合ハ「何」納税貯金組合ト稱シ事務所ヲ「何」所ニ置ク

第五條 組合員ハ一會計年度間ニ於ケル國稅、縣稅及市町村稅ノ納額ヲ豫定シ年額ノ相當配分額ヲ毎月蓄積スルモノトス但組合員ノ希望ニヨリ豫定金額以上ノ貯金ヲナスコトヲ得

前項ノ貯金ハ毎月「俸給」支給ノ日ニ於テ幹事之ヲ徵集ス

第六條 組合員中納税額ニ異動ヲ生シ貯金額ノ變更ヲ要スル場合ハ其ノ都度幹事ニ通告スヘシ

第七條 徵集シタル現金ハ「郵便貯金」「確實ナル銀行」ニ預入スルモノトス

第八條 預金ヨリ生シタル利子ハ本組合ノ經費ニ充テ仍ホ剩餘アルトキハ評議員會ニ於テ其ノ使途ヲ決定スルモノトス

第九條 納税告知書、徵税傳令書及徵税令書ハ直接本組合ノ幹事ニ配付スヘク豫メ「市」「町」「村」役場ニ協議シ置クモノトス

幹事ハ各組合ノ貯金ヲ以テ納期日内ニ指定ノ場所ニ納付シ其ノ領收證ヲ保存スルモノトス但組合員其ノ貯金額納付金額ニ達セサルモノアルトキハ幹事ハ納付前其ノ不足額ヲ徵集ス

第十條 本組合ノ貯金ハ左ノ場合ノ外之カ拂戻ヲ爲サス

- 一 組合員タル資格ヲ喪失シタルトキ
 - 二 貯金額カ納税豫定額ヲ超過シタルトキハ其ノ超過金額
 - 三 組合長ニ於テ事情已ムヲ得スト認メタルトキ
- 第十一條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一人

評議員 「何」人

幹事 「何」人

組合長ハ組合ノ事務ヲ總轄シ評議員ハ組合ニ關スル重要事務ノ評議ニ參與シ幹事ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ組合ノ事務ヲ處理ス

組合長ハ「何々」評議員ハ「何々」ニ囑託シ幹事ハ組合長之ヲ指名ス

第十二條 幹事ハ毎會計年度末ニ於テ一年度間ノ各組合員ノ貯金額納税額及貯金現在額ヲ各組合員ニ報告シ其ノ際第九條ノ領收證ヲ交付スルモノトス

第十三條 本組合ニハ左記様式ニ依ル帳簿ヲ設備シ出納ヲ明瞭ナラシム、シ

一 納税額豫定簿

二 一人別貯金臺帳

第十四條 本規約ハ組合員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ之カ改廢ヲ爲サス

附 則

本規約ハ何年何月何日ヨリ之ヲ實施ス

本組合ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

納税額豫定簿

氏 名

年 度	税 別 金 額			計	要貯金月額	備 考
	國 稅	縣 稅	市町村稅			

備考 一本簿ハ連年繼續使用スルモノトス

貯 金 臺 帳

氏 名

何 月	何 月	何 月	越 高	摘 要	
				受 入	拂 戻
			1,000		
			1,000		
			1,000		
			2,000		
			3,000		
			4,000		
			5,000		

備考

- 一 本簿ハ毎年度改調スルモノトス
- 二 本簿ニハ末尾ニ別表ノ如キ貯金總括表ヲ添付スルモノトス

貯金總括表

月日	摘要	受	拂	残
何日	越高	100,000		100,000
何日	何某外何人貯金受入	500,000		600,000
何日	何某外何人納税ノ爲メ拂戻		300,000	300,000

「何」納税貯金組合同規約

- 第一條 本組合ハ貯蓄ノ方法ニヨリ組員各自ノ納税義務ヲ納期内ニ完了スルヲ目的トス
- 第二條 本組合ハ「何村何大字」「何部落」「何々」内ノ納税者ヲ以テ組織ス
- 第三條 前條ノ納税者ハ本組合ニ加入スルノ義務アルモノトス但一ケ年ノ納税額百圓以上ノモノハ組合長ノ同意ヲ以テ組員タラサルコトヲ得

第四條 本組合ハ「何」納税貯金組合ト稱シ事務所ヲ組合長宅ニ置ク

第五條 本組合ニ組合長一人幹事「何」人ヲ置キ組合長ハ組員之ヲ選舉シ幹事ハ組合長之ヲ指名ス

組合長ノ任期及幹事ノ任期ハ共ニ三年トス但シ事故ノ爲メ其ノ任期中退職シタル場合ニ於ケル後任者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

組合長ハ組合ノ事務ヲ總轄シ幹事ハ組合長ノ命ヲ承ケ組合ノ事務ヲ處理ス

第六條 組員ハ一會計年度間ニ於ケル國稅、縣稅及「市」「町」村稅ノ納額ヲ豫定シ其ノ相當配分額ヲ毎日蓄積スルモノトス但組員ノ希望ニヨリ豫定額以上ノ貯金ヲナスコトヲ得

前項毎日ノ貯金額一錢未満ノモノハ一錢ニ切上クルモノトス

第七條 前條ノ貯金額ハ豫メ組員ニ通知シ置クヘシ

第八條 貯金ハ組員順番ヲ以テ毎日集金シ組合長ニ送付スルモノトス

集金區域ハ組合ノ區域ヲ數區ニ分チ之ヲ定ムルコトヲ得

第九條 貯金ハ組合長ノ名ヲ以テ郵便貯金又ハ確實ナル銀行預金ト爲ス

第十條 本組合ニハ左記様式ノ帳簿ヲ設備シ其ノ出納ヲ明瞭ナラシムヘシ

- 一 日掛金集金簿
- 二 日掛金一人別整理簿
- 三 日掛金總括簿
- 四 組合基金整理簿

第十一條 組合ハ左記金ヲ積立テ基金ヲ蓄積スルモノトス

一 貯金利子

二 納税賞與金

第十二條 基金ハ左記ノ場合ノ外支出スルコトヲ得ス

一 組合經費ニ充ツルトキ

二 組合員ノ税金ヲ立替納付スルトキ

三 組合員總會ニ於テ決議シタルトキ

第十三條 組合員ノ納税金ハ左ノ場合ノ外拂戻ヲナササルモノトス

一 組合員タル資格ヲ喪失シタルトキ

二 年末ニ於テ其ノ年度ノ納税豫定額ヲ控除シテ剩餘アリト認ムルトキ

三 組合長ニ於テ事情已ムヲ得スト認メタルトキ

第十四條 納税告知書、徵稅傳令書、徵稅令書ハ直接本組合ヘ配付ヲ受クルモノトス

前項納税令書ハ組合ヨリ之ヲ各納税者ヘ配付ス但配付シタルトキハ其ノ納金額ヲ了知セシメタル後組合ニ於テ取纏ムルモノトス

第十五條 組合ハ各組合員ノ貯金ヲ以テ指定期日内ニ指定ノ場所ニ納付シ其ノ領收證ヲ保存スルモノトス

組合員中其ノ貯金額カ納付金額ニ達セサルモノアルトキハ組合基金ヲ以テ立替納付シ置キ直ニ辨償セシムルモノトス

第十六條 組合ハ毎會計年度末ニ於テ一年度間ノ各組合員ノ貯金額、納税額及現在額並組合基金ノ出納ヲ精算シ之ヲ報告

スル爲ニ組合總會ヲ開クヘシ

第十五條ノ領收證ハ精算報告ノ際交付スルモノトス

第十七條 組合員中規約ニ違背シ又ハ組合ノ目的ニ反スル行爲アルトキハ組合員ノ協議ニ依リ相當處分ヲ爲スヘシ

附 則

本規約ハ何年何月何日ヨリ實施ス

本規約ハ組合員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ之カ改正ヲナサス

本規約ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

日掛金集金簿

一日何程宛 何 某

二 月	一 月
	一日
	二日
	三日
	四日
	五日
	六日
	七日
	八日
	九日
	十日
	十一日
	十二日
	十三日
	十四日
	十五日
	十六日
	十七日
	十八日
	十九日
	二十日
	二十一日
	二十二日
	二十三日
	二十四日
	二十五日
	二十六日
	二十七日
	二十八日
	二十九日
	三十日
	三十一日

備考

- 一 一人別ニ別紙ニ調製スルモノトス
- 二 貯金ヲ集金シタルトキハ集金者ニ於テ該當日欄ニ捺印スルモノトス
- 三 本簿ハ貯金ト共ニ一應組合長ニ差出シタル上次番ノ取纏人ニ引繼クセノトス

日掛金一人別整理簿

何 某

月 日	摘 要	受	拂	現在	月 日	摘 要	受	拂	現在
何月何日	何月分貯金	五、〇〇〇		五、〇〇〇					
何月何日	何税納付		二、〇〇〇	三、〇〇〇					
何月何日	何々拂戻		一、〇〇〇	二、〇〇〇					

備考

- 一 本簿受高ハ一ヶ月分ヲ取纏メ記入スルモノトス但納税ヲナストキハ其ノ前日迄ノ貯金合計高ヲ記入スルモノトス
- 二 組合ニテ立替納付シタルトキハ現在額欄ニ朱記シ置クモノトス

日掛金總括簿

年 月 日	摘 要	受	拂	現 在
何年何月何日	何某外何人分何某ヨリ受	一五、〇〇〇		一五、〇〇〇
何月何日	何某外何人分何税納付		五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
何月何日	何某へ拂戻		一、〇〇〇	九、〇〇〇

組合基金整理簿

年 月 日	摘 要	受	拂	現 在
何月何日	貯金利子受入	二、〇〇〇		二、〇〇〇
何月何日	何々代		〇、五〇〇	一、五〇〇
何月何日	納税賞與受入	一〇、〇〇〇		一、五〇〇
何月何日	何某納税代納		三、〇〇〇	〇、〇〇〇

「何」村納稅獎勵規程

二八

第一條 納稅成績改善ノ目的ヲ以テ施設ヲナシタルモノ及納稅成績優良ニシテ他ノ模範トナルヘキモノハ左ノ區別ニ依リ之ヲ表彰ス

一 納稅者ノ便宜ヲ圖ル爲メ設置セラレタル納稅組合

二 納稅成績優良ナル納稅組合

イ 一ケ年度間毎納期各稅ヲ指定期限迄ニ完納シタル納稅組合

ロ 一ケ年度間毎納期各稅ヲ法定期限迄ニ完納シタル納稅組合

ハ 一ケ年度間毎納期各稅ノ法定納期限迄ノ納付歩合九割九分以上ノ納稅組合

三 前號納稅組合ノ組合長及幹事

第二條 表彰ノ方法ハ左ノ區別ニ依ル

前條第一號該當ノモノ

納稅戶數一戸當金五錢ニ相當スル現金ヲ交付ス

前條第二號イニ該當スル納稅組合及其ノ役員

納稅組合ニハ現金拾圓ヲ交付ス

組合長及幹事ニハ各金額五圓ニ相當スル物品並感謝狀ヲ授與ス

前條第二號ロニ該當スル納稅組合及其ノ役員

納稅組合ニハ現金七圓ヲ交付ス

組合長及幹事ニハ各金額三圓ニ相當スル物品並感謝狀ヲ授與ス

前條第二號ハニ該當スル納稅組合及其ノ役員

納稅組合ニハ現金參圓ヲ交付ス

組合長及幹事ニハ感謝狀ヲ授與ス

前條第一號該當ノ組合ニシテ同時ニ第二號該當ノモノハ第一號並第二號該當ノモノトシテ兩様ノ表彰ヲナスモノトス

第三條 本規程ニ依リ表彰ヲ受ケタル納稅組合及組合長並幹事ハ之ヲ監督官廳ニ報告シ且告示スルモノトズ

第四條 納稅者ニシテ納稅上特ニ美譽アリタルトキハ本規程ニ準シ適當ノ方法ニ依リ表彰スルコトアルヘシ

第五條 本表彰ハ其ノ年四月ヨリ翌年三月迄ノ成績ニ依リ翌年五月中之ヲ行フモノトス

附 則

本規程ハ昭和何年度分ヨリ之ヲ實施ス

二九

昭和七年十月二十九日 印刷
昭和七年十一月三日 發行

定價十六錢

發行所

鎮西財務研究會

熊本市練兵町

編纂者

熊本稅務監督局徵收係

發行人

丸山勇太郎

熊本市本庄町五百五番地

印刷人

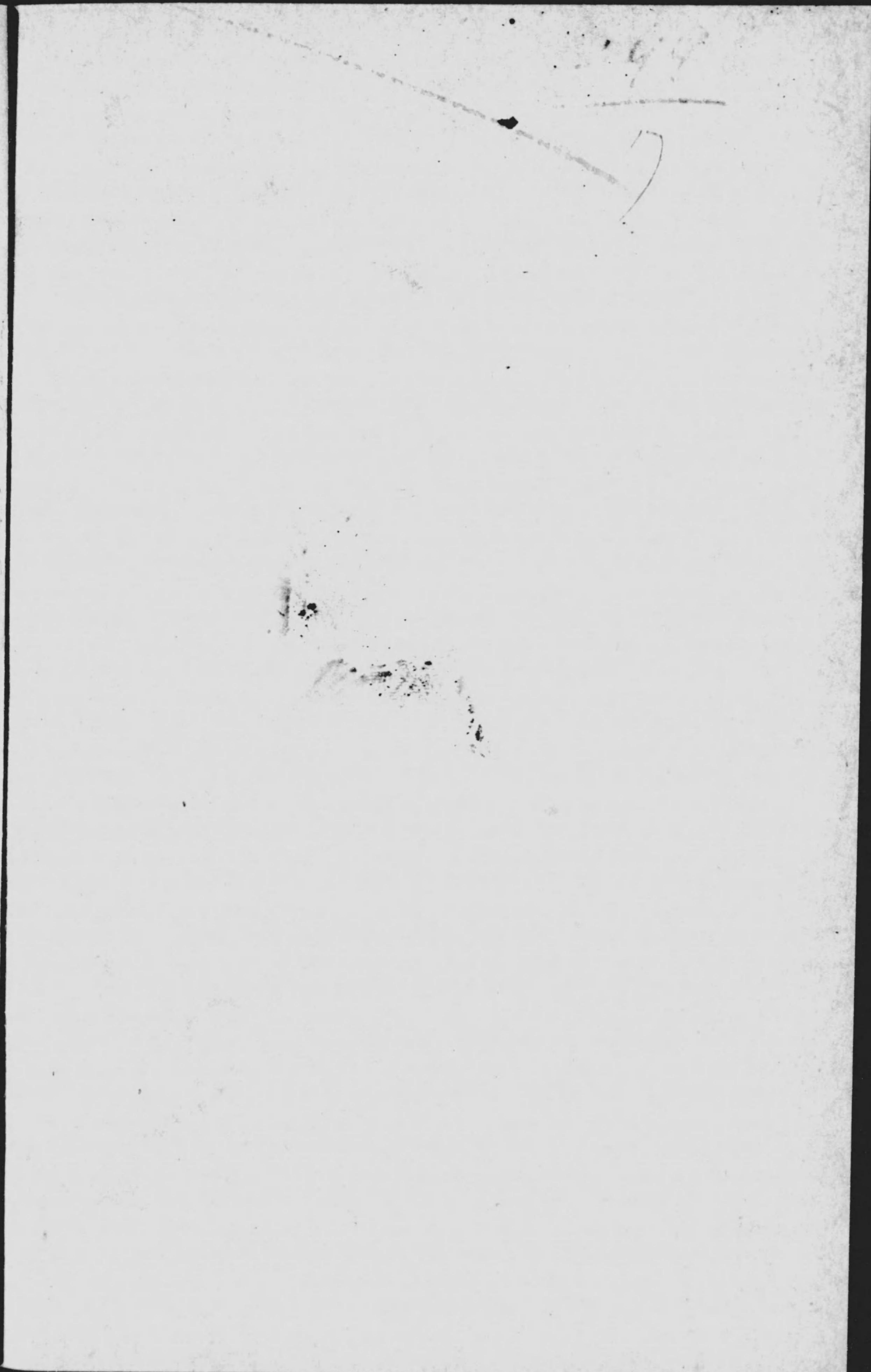
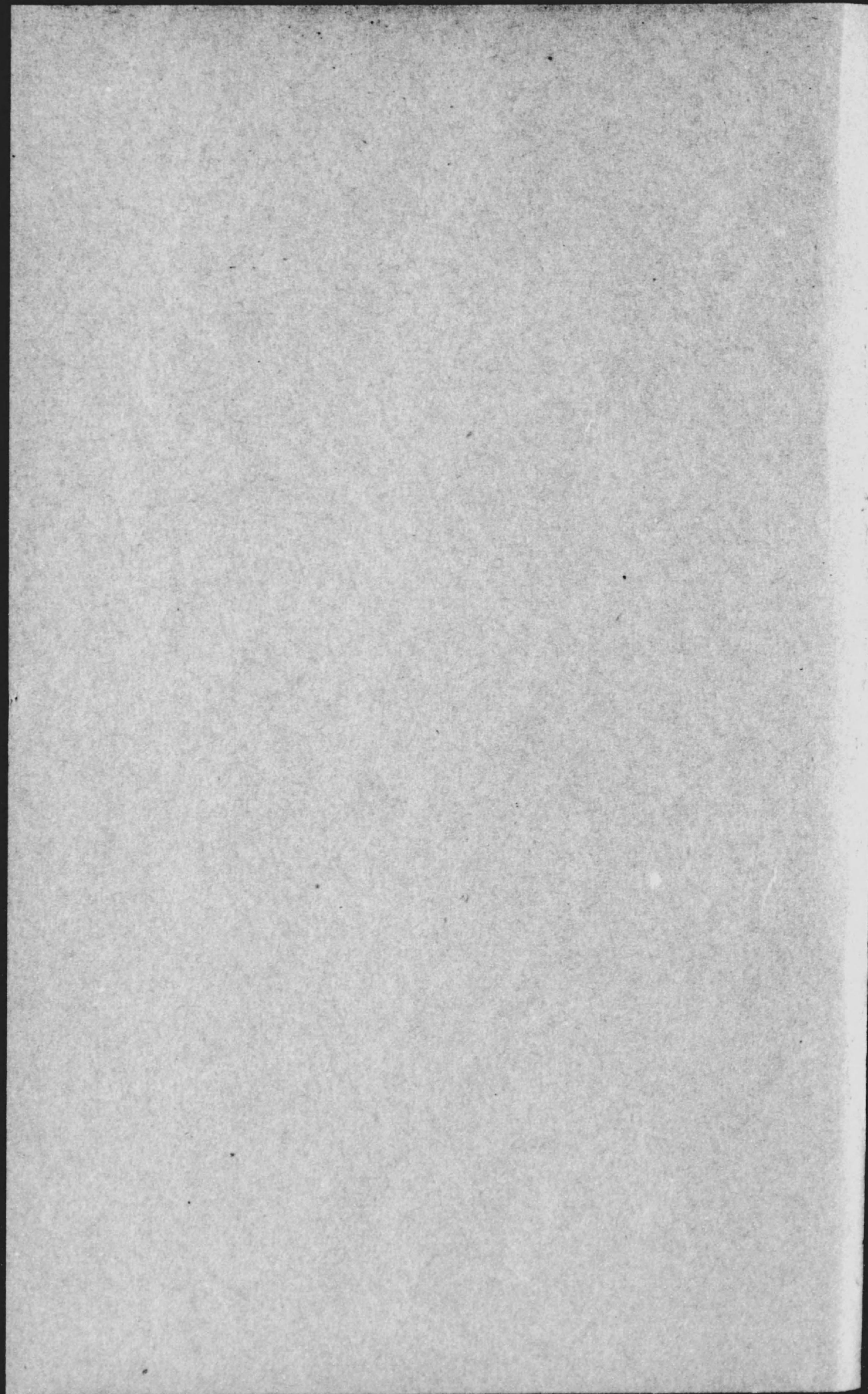
稻本新吾

熊本市京町本丁六九番地

印刷所

稻本報德社

熊本市京町本丁六九番地



637

12

